

第10回 大山町議会定例会会議録（第3日）

平成24年12月14日（金曜日）

議事日程

平成24年12月14日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

通告順	議席番号	氏名	質問事項
8	3	大森 正治	1. 養護学校への通学保障を 2. 国保の医療費窓口一部負担金減免制度を
9	14	岡田 聰	1. 認知症も集団検診に 2. 町単独発注工事の工事費単価は適切か
10	7	近藤 大介	1. これからの住民自治について
11	1	竹口 大紀	1. 教育委員会の情報公開 2. 名和地区の保育所再編方針

日程第2 議会改革調査特別委員会の調査報告について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番 竹口 大紀	2番 米本 隆記
3番 大森 正治	4番 杉谷 洋一
5番 野口 昌作	6番 池田 満正
7番 近藤 大介	8番 西尾 寿博
9番 吉原 美智恵	10番 岩井 美保子
11番 諸遊 壤司	13番 小原 力三
（午前10時35分より出席）	
14番 岡田 聰	16番 鹿島 功
17番 西山 富三郎	18番 野口 俊明

欠席議員（2名）

12番 足立 敏雄	15番 椎木 学
-----------	----------

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 諸 遊 雅 照 書記 ————— 関 真 弓

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 森 田 増 範 教育長 ————— 山 根 浩  
副町長 ————— 小 西 正 記  
教育次長兼学校教育課長 ————— 齋 藤 匠  
総務課長 ————— 酒 嶋 宏 社会教育課長 ——— 手 島 千津夫  
中山支所総合窓口課長 杉 本 美 鈴 幼児教育課長 ——— 林 原 幸 雄  
大山支所総合窓口課長 門 脇 英 之 企画情報課長 ——— 野 間 一 成  
税務課長 ————— 小 谷 正 寿 建設課長 ————— 池 本 義 親  
農林水産課長兼農業委員会事務局長 ————— 山 下 一 郎  
水道課長 ————— 野 坂 友 晴 福祉介護課長 ——— 戸 野 隆 弘  
観光商工課長 ——— 福 留 弘 明 保健課長 ————— 後 藤 英 紀  
観光商工課参事 ——— 齋 藤 淳 人権推進課長————— 澤 田 勝  
企画情報課参事兼未来づくり戦略室長 ————— 赤 井 久 宣  
地籍調査課長 ——— 種 田 順 治 住民生活課長 ——— 森 田 典 子  
教育委員長 ————— 伊 澤 百 子

---

午前9時30分開議

○議長（野口 俊明君） おはようございます。

本日は、昨日に引き続き一般質問をいたします。

議員の皆さん、そして執行部の皆さん、皆さんの前のマイクに明かりが点灯がしてからしゃべっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そういたしますと開会いたします。

ただいまの出席議員は15人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本日は、昨日に引き続き4人の議員の一般質問を行います。

---

日程第1 一般質問

○議長（野口 俊明君） 日程第1、一般質問を行います。

3番、大森正治君。

○議員（3番 大森 正治君） どうも皆さん、おはようございます。

2日目の最初、初めてだと思いますが、私、どうぞよろしく申し上げます。日本共産党の大森正治でございます。

きょうも2問質問をいたします。

1問目は、養護学校への通学保障をということで通告しております。

まず、私たちの暮らしの根本である憲法からまずお話ししたいと思います。この教育問題も憲法から発していると思いますので。憲法第26条、こうあります。「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とうたっております。そしてこれを受けて教育基本法第4条には、ここは教育の機会均等をうたっていますけれども、「国及び地方公共団体は、障害のある者がその状態に応じ、十分な教育を受けられるよう教育上必要な支援を講じなければならない」、こう定めております。その観点から質問をするわけですが、障害のある児童生徒が、就学指導委員会というのがありますけれども、その判定によりまして保護者の同意のもとに養護学校に通学することになった場合、地方教育委員会としましてはその通学を十分に保障しなければならないじゃないかというふうに考えます。

大山町内からも養護学校に通学している児童生徒が何名かおるわけですが、何せ養護学校、米子市にあります。そのため町内の小・中学校に通学できる児童生徒とは違って、遠距離通学をせざるを得ません。そして、保護者は特定の場所であり養護学校の送迎バス駐車場まで毎日送り迎えをしておられると、しなければならないわけです。そうした保護者の負担ですね、これを解消あるいは軽減するために大山町の教育委員会としては何らかの措置を講じて、障害のある児童生徒が毎日安心して通学できる、そして学べる、そういう条件整備をしなければならないと私は考えます。そういう点から、次の点について伺いたいと思います。

1つ目、米子市内の養護学校に通学する児童生徒、この場合、小・中学生と考えたいと思いますが、児童生徒の教育についての基本的な考えをお伺いしたいと思います。

2点目、現在あるいは来年度、この養護学校に通学する小・中学生の通学実態はどうか明らかにしてほしいと思います。

3つ目、保護者の送迎負担に対して、その解消あるいは軽減に向けてどのような方策を考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（野口 俊明君） 教育委員長、伊澤百子君。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい、議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） おはようございます。きょうもよろしくお願いいいたします。

ただいまの大森議員の御質問で、養護学校への通学保障という御質問にお答えをいたします。

3つ御質問いただきました。

まず初めに、その御質問の内容から養護学校という表現を特別支援学校というふうに読みかえさせていただきますこととお断りいたしておきます。

1点目の米子市内の養護学校に通学する児童生徒の教育についての基本的な考えはどうかということにつきましてですが、現在米子市内には知的障害のある児童生徒を対象といたしました県立米子養護学校、それから肢体不自由児の児童生徒を対象といたしました県立皆生養護学校、そして聴覚障害のある児童や生徒を対象といたしました県立鳥取聾学校ひまわり分校、そして病弱児を対象とした米子市立米子養護学校の4つの特別支援学校がございます。それらの学校では、学校教育法に基づきまして小学校、中学校に準じる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図っていくために必要な知識、技能を授けるという教育が行われております。

特別支援学校における教育は、障害のある児童や生徒が自分の能力とか可能性というものを最大限伸ばして、やがて自立をして社会参加をするために必要なそういう力を培っていくものとして大変大切な教育の場だというふうに考えております。

また、町内の小・中学校でなく米子のそういう特別支援学校に通学する児童生徒というのは、その分いろんな負担がかかっていると思います。町内の児童や生徒であることに変わりはありませんので、町内の小・中学校に通う子供、それに準じた教育や支援を受ける権利を有していると思っておりますし、教育委員会といたしましても同じようにその教育保障をしていきたいというふうに考えております。

2点目の現在あるいは来年度、養護学校に通学する小・中学生の通学実態はどうかということについてでございますが、現在、米子市内の特別支援学校小学部、中学部に通学している児童生徒は5名でございます。そのうち2名は、町内に住所はございますが実態は米子市内に住んでおられます。あとの3名は、特別支援学校の通学バスというのがございまして、これを利用して自宅から最寄りの乗車場所までの距離が1キロメートル未満の方が1名、約2キロメートルの方が1名、約2.5キロメートルの方が1名、以上の3名の方が自宅から最寄りの乗車場所までいらして、そしてその通学バスを利用して通っていらっしゃるということです。

また、来年度米子市内の特別支援学校の小学部、中学部に通学する児童生徒は、新たに3名ふえて8名となります。そのうち、ただいま申し上げました通学バスというものを利用される予定の児童生徒は6名いらっしゃいます。新たに通学する予定の児童生徒の自宅から最寄りの乗車場所までの距離は、1キロメートル未満の方がお1人、それから約1.4キロの方が2名おられます。

3点目の保護者の送迎負担に対して、その解消ないしは軽減に向けた方策はどうかということについてでございますが、最近町内のその保護者の方から御相談をいただいております。それを受けまして、教育委員会でもどのような方策があるのか、通うことになっているその学校や、また関連をしている担当課を含めて、ただいまいろいろ検討しているところでございます。現在のところ、遠距離の送迎による経費の負担、それを軽

減するために今ある制度で何とかカバーができないか、新たな制度の設置が必要かどうかということも含めまして、検討をしている段階でございます。

いずれにいたしましても、こういう特別支援の子供さんお一人お一人が個別の状況というのがございますので、別途保護者の方の相談に乗りながら、教育委員会としてもできる支援をしっかりとしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） おはようございます。

大森議員の方から、私の方へも質問者という、答弁者ということで御指摘がありましたので、一言だけ述べさせていただきます。

多分私の方での案件は、保護者の送迎負担ということについてのことかなと思っております。先ほど伊澤教育委員長の方から述べられましたように、検討しておられる状況であります。その状況を受けて、また判断をいたしたいと存じます。以上です。

○議員（3番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森 正治君） 私が意識の中に特に県立米子養護学校のことがあったものですから、養護学校という言い方をしてしまいましたけども、一般的には特別支援学校というふうになっておりますね。

特にこの県立米子養護学校の方への通学の児童生徒の数だろうというふうに思っておりますが、来年度は特にふえるということですけども、その前に米子市内に小・中学生が通うという例はもうこの特別支援学校しかないわけですから、非常に遠距離通学をせざるを得ないわけです。ということは、本当に先ほども指摘したとおりで、本人もでしょうけどもまた保護者の方への負担もあるということで、それをやっぱり解消するために養護学校の方としても、県立米子養護学校の方としても送迎バスを出しているという実態があるかと思っております。

そして大山町広いわけですが、大山町にもそういう児童生徒が在学するということで、非常に遠方から通うことになる、あるいは通っている児童生徒への負担を軽減するための私の質問なわけですけども、基本的な姿勢としまして、先ほど教育委員長がおっしゃいましたようにどの子も同じように教育が受けれるように、その子の能力に応じたひとしく教育が受けれるようにという条件整備をしたいという趣旨の答弁だったと思いますが、私も本当にその点は大事だろうと思えますし、またそれを受けて町長が答弁されたように、非常に短かったわけですけども、判断をしたいということですが、私は楽観的な部分がありますので、そのいい方向で行政の方としても教育委員会の判断が、教育委員会の決定がなされ、決定というか、検討がなされれば、町長部局としてもそれに応じたい判断がしていただけるだろうというふうに期待をしているわけです。

それで特に来年度、現在は何名でしたかいね、5名ですけども、特にそのうち3名が通学ということですが、来年度はふえて8名になると。その中でも、特に14キロですね、かなり遠距離のところからの通学になる児童生徒が2名いるということで、特にここへの支援というのは必要でないかなというふうに思うわけですけども、そのための検討してるということ、それ以上踏み込んでいらっしゃるんですけども、どうなんでしょう、その検討の過程というのは、経過というのはここで示してもらうことはできないんでしょうか。どうなんでしょうかね。

○教育委員長（伊澤 百子君） 議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい。ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

先ほどもちょっと申し上げまして、非常に個別の案件になりますから細かく御説明ができるかどうかわかりませんが、学校教育の担当の次長の方よりお答えをいたします。

○教育次長兼学校教育課長（齋藤 匠君） 議長、教育次長。

○議長（野口 俊明君） 齋藤教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（齋藤 匠君） 今、教育委員長も申しましたが、個別の相談に対する対応ということにもなりかねないともありますけれども、御相談いただきまして公共交通の担当の企画情報課、それから福祉関係の福祉介護課の担当者等と会を持ちまして、どういった支援ができるかということをいろんな角度から検討させていただきました。また、今現在ある遠距離通学の規定等が合致するかどうかということも含めて、当然考えたわけでございます。

また、県立学校の方も自動車での送迎に対する家庭への支援ということも実はあるということがわかりまして、そういった協議した結果やこちらが調べた情報については、個別に保護者の方にお返しをしているというような状況でございます。

それに加えて、さらに町として足りない部分を支援していく方策はとった方がいいのかどうなのかということ、現在検討しているというようなところでございます。以上です。

○議員（3番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森 正治君） 個別の案件ということにもなる部分があるんですけども、全体ですね、この特別支援学校に通学している5名、あるいはこれから来年度通学する8名全体に対するそういう支援というのはどうなんでしょう。その辺の検討というのはどうなんでしょう。

○教育委員長（伊澤 百子君） 委員長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい。ただいまの御質問にも教育次長の方よりお答えをいたします。

○教育次長兼学校教育課長（齋藤 匠君） 議長、教育次長。

○議長（野口 俊明君） 齋藤教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（齋藤 匠君） はい。もちろん個別の案件からの御相談に  
対しての対応でございますけれども、それ以外のすべての子供たちに該当するような制  
度ということを考えております。

ただ、県立学校の方の支援の制度も個人の所得であるとかそういったことで何段階か  
に分かれておりますし、それから年代別、小学部の1年生から3年生、あるいは4年生  
から6年生、中学部と年代によってもその支援の制度は変わっておりますので、そうい  
ったことも勘案しながら、どのような制度がよいのかということを考えているところで  
ございます。以上です。

○議員（3番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森 正治君） 教育委員会が中心になってのこれは支援になるというふ  
うに思いますので、教育委員長さんの方にも質問したわけですが、と同時に先ほど  
もありましたとおりほかの担当課、企画情報課とそれから介護福祉課ですね、そっちの  
方との連携もとりながらということですよ。

町長、その教育委員会の意向を受けて判断したいということですが、私はそれは  
楽観的に期待しているというふうに言いましたけども、町長、その状況いかによって  
どうなんでしょうか、いろいろな手段、方策を考えられるんじゃないかなと思いますけ  
ども、その辺の判断したいというのがすごく抽象的なんで、どこまで踏み込まれるのか  
ですね。確かに予算も伴うものだと思いますので、もうちょっと考えられてる具体的  
な方策を述べていただきたいと思っておりますけども、よろしくお願ひします。

済みません、具体的など言いましたからちょっと答弁に困られると思っておりますが、町長  
のちょっとした考えですね、お聞きしたいと思っております。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。先ほど、教育委員会の方からも今の検討の話をしてい  
ただきました。非常に一生懸命検討されている状況であります。しっかりとその検討され  
たものを受けて、判断をさせていただくということでもあります。

○議員（3番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森 正治君） はい。しっかり判断したいということですので、いい結  
果が得られるような保護者、児童生徒が満足のいけるような支援が行われるよう期待し  
たいと思っております。そのことを期待しながら、次の質問に入らせていただきたいと思  
います。

2問目ですけども、2問目は国民健康保険の医療費の窓口一部負担金減免制度をとい

うことで質問させていただきます。

私、これ以前にも質問いたしまして、今回3度目になります。改めてお伺いしたいと思っております。その経過、気になってるものですから質問させていただきます。

国民健康保険法の第44条、これには次のように規定しておりますが、保険者は、つまり地方自治体はですよ、特別の理由がある被保険者で、医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対して、1、一部負担金を減額すること、2、一部負担金の支払いを免除すること、2ですね、それから3、医療機関等に対する支払いにかえて一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予することの措置をとることができるというふうに規定しております。

しかし、全国の市町村の半数近くがこの減免の条例とか規制をつくっておらないようです。空文化しているというのが実態だというふうに聞いております。それを解消するために、厚生労働省の方が一昨年9月に新基準を通知しております。この減免制度を実施する自治体には、減免額の2分の1を国庫負担とすることも決めております。その結果、一部負担金減免制度を実施する自治体もその後ふえておるようでして、去年の4月、平成23年の4月現在で全国の市町村の6割強、64%ほどがもう既にこの制度を実施しているということ、そういう情報を得ております。

この現在、この経済情勢の中で非常に貧困世帯が広がっております。もうこれは本当に周知のものになっておりますが、そういう貧困世帯が広がる中で受診抑制ですね、受診抑制、つまり治療費がかかるのもうちょっと我慢しようかと、やめとこうかということで、そして病気が重症化していく。最悪のケースには、それが死に至るという場合もニュース等で聞いております。

そして、医療費の窓口負担が払えない患者、治療はしたけども払えないという患者さんもふえておる。その結果、医療機関としても未収金が増加してるという問題が出てきております。

この大山町でも、こんなケースがないとは言えないと思います。私もつぶさに実態を調べたわけではありませんけども、そういうこともまたこれから予想もされます。

安心の町づくり、これ町長さん、町長が言っておられますけども、よく、その安心の町づくりのためにも、こういったセーフティーネットをつくっておくというのは非常に必要だろうというふうに考えます。

過去、2度私質問したわけですけども、町長は次のように答弁しておられます。例えばですね、この実際の運用基準は市町村ごとに決めることになっておりますので、このことを視野に入れまして検討を重ねてまいりたいと考えていると。それから、当時の小西住民生活課長が答弁された、状況を見ながら前向きな方向で検討を重ねていきたいというのを受けまして、町長も取り組みを前向きな検討の中で精査しながら進めていくということをおっしゃいますし、それから2度目のときには県内で5つの市町村が一部負担金減免の規定等を設けておるようですけども、いずれも21年度では申請件数はな



しと報告されていると。こんな状況でありますので、必要な施策かどうか今後検討を重ねてまいりたいというふうに言っておられます。検討を重ねる検討を重ねるというふうなことですが、ちょっと2度目のときにはトーンダウンしたなというふうな感じを受けたんですけども、いずれにしても検討されてきていると思うんですけども、もう何年もたちますのでその後どういう検討がなされてきたのか。そして、現在どういう状況なのか伺いたいと思います。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。大森議員からの2つ目の質問であります国保の医療費窓口一部負担金減免制度をとということにつきまして、お答えをさせていただきたいと存じます。

まず、国民健康保険制度におきまして被保険者が医療機関の窓口で支払う一部負担金は、義務教育就学前が2割、義務教育就学後から70歳未満が3割、70歳以上75歳未満が1割または一定所得以上のある者は3割となっております。

また、国民健康保険法第44条には「特定の理由がある被保険者で、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対して、一部負担金の減額、免除及び徴収猶予ができる」という規定がございます。国保制度発足の当時は一部負担金も5割という高額でありまして、現在のような高額医療費の支給制度などもございませんでした。しかし、現在は一部負担金の割合も先ほど申し上げましたように改正をなされており、さらに高額な医療を受けられる場合には年齢や所得区分に応じた限度額までの支払いで済むよう、高額療養費の支給制度も設けられているところであります。

また、子供、障害者、ひとり親家庭、特定疾患などの医療に対する一部負担金につきましても、助成の制度が設けられているところであります。

一方、本町の国民健康保険事業の運営でございますけれども、医療費の伸びや後期高齢者医療制度への支援金、また介護納付金などの増加によって近年歳出が大幅に増加をしているのに対して、国民健康保険税は昨今の経済情勢によって減収となっております。これは議員も御承知のことと存じます。その補てんにつきましては、国保基金の取り崩しによって行ってまいったところでございますけれども、基金の残高、これも少なくなっているところでございまして、今年度は国民健康保険税の税率そして税額、これの改正を行って、厳しい経済情勢の中ではありますが、被保険者の皆様に負担の増加をお願いをいたしているところであります。

このような本町の厳しい国民健康保険の財政運営におきましては、一部負担金の減免を行うということはさらに被保険者の保険料の増加を招くということにもつながりかねない問題でございまして、今まで以上に慎重に検討を行う必要があると考えております。

以上であります。

○議員（3番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森 正治君） 3度目の正直で、さらに前向きな方向になるのかなと思ったのですが、逆に後退してしまいましたね。財政が逼迫してるので、特に国民健康保険の、それを大きな理由にしておられますが、慎重に検討を行う必要があると。これはしないということですよ、はっきり言えば。

財政もわかりますよ、それは。でも、町民の命にもかかわることにもなりかねない問題もはらんでいるわけですよ。これだけ貧困が進んでいる。町内でも大変な方というのはあるわけですけども、もしそういう方が病気になって入院もしなければならぬというときに、非常に貧困のためにそれもままならない、これはもう死を待つしかないじゃないかという。それをほっといていいのかなという気がするんですよ。極端な話をしてるのかもしれませんが、そういうケースも予想されるわけです。あり得るわけですよ。そこへのセーフティーネットとして、こういう制度を国もつくりなさい、つくったらいいですよというふうに言ってるわけですから、当然私はあっていいじゃないかなというふうに思うんですよ。国の方からもその医療費の半額は補助しますよということも言ってるわけですから、ということは国の方が進めてるわけですよ。ですから、私はもうちょっと前向きな方向を期待しましたが、期待外れだから言うわけじゃないですけども、その財政だけの理由というのは私は納得がいかないんですよ。

それで、どれほどかかるかという試算もせんといけんかもしれませんが、私はそれほどの町全体としてかかるものではないというふうに思うんですが、この一部負担金の減免制度を創設するに当たって、国の方の基準はどういうふうになっているのか。ちょっとそれを示していただきたいんですけども、厚労省の方から通知があったわけですが、その基準ですね、どういうふうなその基準の人をこの制度の対象にするのかというのがあと思うんですね、思います。ありますので、ちょっとそれを示してほしいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当より答えさせていただきます。

○住民生活課長（森田 典子君） 議長、住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活課長（森田 典子君） 大森議員さんの御質問にお答えいたします。

考え方といたしまして、医療機関の未収金は生活困窮が原因である未収金に関しましては医療機関窓口で支払う一部負担金の未収発生を水際で防止するために、厚生労働省において適用改善策がまとめられました。技術的な助言として、収入が生活保護基準以下であるなどの基準が示されましたが、実際にはこのような生活困窮の状態である場合

は生活保護が適用される状態であると思われます。そういった考え方で、生活困窮の方の状態を基準的な考え方として見ております。以上です。

○議員（3番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森 正治君） はっきり示してほしかったからちょっとお伺いしたんですけども、私が得ているこの国の基準というのは、3点要件があるというふうに思うんですけども、さっき課長がおっしゃった生活保護基準以下で、かつ預貯金が生活保護基準の3カ月分以下であるという状況もあるんですが、それしか言われなかったんですけども、私が思うのはね、確かに生活保護を受ければいいんだと、そういう方は。ありますが、そういう人でも生活保護を受けていらっしやらない方も実態としてあるというふうに聞いております。全部が全部適用になるような人でも、生活保護を受けてるということではない。そういう方もいらっしやるので、そういう方に対する一つの救済として必要じゃないかということをお願いいたしますよね。

ほかの要件としましては、まず入院治療を受けているというのもあります。ですから入院した場合のこれは減免ということになるわけですが、それから特別の理由により生活が著しく困難となった場合、このそれと、先ほどおっしゃった収入が生活保護基準以下である云々というこの3つすべてに当てはまる世帯が対象となるというふうに私は把握してるんですけども、その特別の理由というのにはいろいろあつたりしますけども、例えば災害によって死亡、あるいは障害者となって、または資産に重大な損害を受けたときとか、それからいろいろな理由で収入が減少したとき、それから失業などによって収入が減少したとき、あるいはそのほかの事由に準ずる事由があったときと。例えばこれは低所得などの場合が考えられると思いますが、そういう特別な理由で生活が著しく困難となった場合というふうな基準が設けられているわけですよ。この3点。

ですから、ごくごく限られた人になると思うんですよ、この3つの基準の要件を満たす方といったら。でも、そういう人が町内にも私はいらっしやるというふうに思うんです。もしその人が入院をされたとき、あるいはしなければならぬ病気なんだけども受けられないといったとき、これは大変なことですよ。そこにこういう救済措置としての窓口負担減免制度が町として整備してあれば、その人は安心して入院、治療も受けられるということになって、非常に一人の命を救ったということにもなるわけですから、これは非常に町長のおっしゃる安心安全の安心な町づくりという観点からも必要じゃないかというふうに思うんですよ。

そういう意味で、私はその財政的な面での大きな負担というのはそれほど考えられないというふうに判断するんですが、どうでしょうか、町長。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。国保の税の関係、税額の関係、議員も御承知のようにこ

のたびアップのお願いを6月、5月ですか、臨時議会の方でもお願いをさせていただきました。それまでの数年間、据え置きという状況の中でこさせていただいたのが現状であります。特に厳しい経済状況という昨今のことを踏まえ、基金の取り崩しをしながら据え置きを続けてきた現状がございます。

しかし、議会の方でも御指摘をいただいておりますように、基金の残高が非常に少なくなってきた現状も御周知のとおりであります。そういう状況の中でもありますので、議員の思いはわかりますけれども、やはり生活保護の対象になれる場合であったりとかいろいろな制度があるわけがございますので、そういったものをまずは活用していただいたり、相談をしていただいたりということの中でしっかりと対応していくということで、今現在この状況にあるということでもあります。

○議員（3番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森 正治君） 生活保護の対象者には生活保護を受けたいというところまでやってほしいということだと思っておりますけれども、生活保護の問題が昨今いろいろ言われて、不正受給に対しての問題からいろいろ言われております。実際に生活保護を受けていらっしゃる方の肩身が今狭い状況じゃないかなと思っておりますよ。ということは、受けたいけどもやめとこうという人もいらっしゃるというふうなことは考えられます。そのところを私は非常に心配しているんですよ。実際に町内にもいらっしゃると思っております。生活保護の対象者であっても、自分は受けたくないのだから受けたくないという人も。そういう人たちを救うための制度として、これはそんなに難しいことじゃないと思っております、思います、私は。国のそういう通知を受けて、条例なり規則なりつくるとのことですから、つくっておくということですから、お金はかかるわけじゃありません。もしこの制度ができて運用されたとしても、これを実際に利用される方というのは少ないと思います。たくさんの方がこれを適用されて、一部負担金が減免されるということにはなるわけじゃないので、財政的な出動というのもそんなにないと思いません、私は。だったら、万が一のときのためにこういう安全網をつくっておくというのは、町の役割として必要じゃないかなというふうに思うんですよ。その点、私は言いたいですよ。

セーフティーネットということをよく言います。安全網ということも言うわけですが、その辺を町長、その福祉の向上ということを強く思っていると思うんですが、これが地方自治体の大きな役割ですから、何でこの制度を検討すると言ってきたら後ろ向きに後ろ向きになっているのか私は納得がいかないんですけれども、一体どういう検討をこれまでなされてきたのかお伺いしたいんですけれどもね。

課長が次々かわっていらっしゃるのだからその辺の実態がわかるのかどうか分かりませんが、県内の他の実施している町の状況だとか、あるいはこれを実施したらどれぐらいの財政出動が必要なのかとか、シミュレーションですね、そのようなこともしていらっしゃる

やるんじゃないかなと思うんですけども、どういう検討をなされてきたんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当より答えさせていただきます。

○住民生活課長（森田 典子君） 議長、住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活課長（森田 典子君） お答えいたします。

大山町の国保の財政の運営状況が大変厳しい状況にあるということは、重ねて御説明させていただいておるところですけれども、この状況は大山町にかかわらず全国的、また鳥取県下でも国保を取り巻く財政的な状況というのは同じ傾向がございます。

県下のこの一部負担金の減免制度の状況であります、23年の、23年度の状況報告として出ております数値で見ますと、4市の方は制度化されております。それから、町村におきましては8町村が制度化されておまして、残りの7町村におきましてはまだ制度化に至っていないという状況がございます。やはり厳しい社会情勢の中で、各町村とも財政運営を見ながら、制度化についての検討がされておる状況かというように考えます。以上です。

○議員（3番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森 正治君） 答弁もうちょっとしてもらいたんですけども、今の市町村の例を言われましたけども、4市8町村制度化されてると。これは前進してるんですよ、県内で。後ろ向きの言い方に聞こえましたけども、どこも財政が大変だからやられてないんだというふうな言い方に聞こえましたけども、この厚労省からの通知が出る前は5つの自治体だったというふうに聞いております。それが12の市町村にふえてるじゃないですか。これは通知があったからやろうということよりも、やっぱり必要があるから通知もあったことだし、これは必要だからこういうセーフティーネットとして準備しよう、こういう条例規則をつくっておこうという自治体のあらわれじゃないですか。ところが、まだしてないところがあるということをおっしゃるということは、一体何のためにあるのと、この保険行政はということを言いたいですね、私は。大山町は何でこの中に、制度化に向けてやるんだと、町民の安心づくりのために制度化するんだというふうに踏み切れないんでしょうかね。一体検討されてきたんでしょうかね、これに向けて。そこをもうちょっと、最初、今先ほど聞いたんですけども、どういう検討がなされてきたのか。ほったらかしだったんですか、お聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当の方より答えさせていただきたいと存じます。

○住民生活課長（森田 典子君） 議長、住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活課長（森田 典子君） お答えいたします。

課題として、この問題について課題として受けとめてきてはおりますところですが、課題としては見てきておるところではあります、平成21年度から医療費の総額が増加の一方をたどり、単年度の収支が赤字ということで続いております状況、それから歳入の面では厳しい経済情勢が続く中で被保険者の皆様の負担感を配慮しまして、国保の基金で基金の取り崩しによりましてその収支の赤字の補てんをしてまいったというようなそういう状況というものを常に見比べながら、課題として見てきておるところでございます。

何度も申し上げますが、現在このような厳しい財政運営のもとにありまして、国保制度を支える根幹でもあります公平な負担、被保険者の方の税の負担、それから今の低所得者への、低所得の方への減免といったことの均衡といいますか、そういった面を常に見定めながら、慎重に検討をしていきたいというような今の状況でございます。何とぞ御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議員（3番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森 正治君） 理解を賜りたいということですが、私は理解できませんので。課題としては受けとめているけども、どうも具体的な検討はなされなかったというのが実際のところのようですので、もうこれ以上論議は進まないと思います。理由として、とにかくこの国保財政の厳しさということだけが理由でできないんだということのようです。もうちょっとこの制度をつくったらどの程度利用する人があって、どの程度財政的にも必要になってくるのかということもシミュレーションするような、そういう検討が必要だと思うんですよ。そのことを私は強く要求したいと思います。本当に慎重に、先ほどの答弁では慎重に、何でしたかね、慎重に検討を行う必要があるというのは何かすごく後ろ向きに検討のようですので、1人の町民であっても2人の町民であってもその人の命を救うことにもなる、そういう制度だという観点で前向きの方で検討していただきたいと思います。慎重なんていう、財政面からの慎重さだけではいけないと思います。町民の命を救う、そういう観点での検討を、本当に前向きな検討をしていただきたいと私は強く思います。

最後に、どうですか、町長、思いを聞かせてください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。大森議員の立場の中での熱い思いということで、理解ができないということであろうと思っております。いろいろな視点の中での判断をしていかなければならないという思いであります。慎重に検討するという言葉で閉じさせてい

ただきたいと思います。

○議員（3番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森 正治君） これ以上言っても進展がないと思いますので、あとは判断にお任せします。終わります。

○議長（野口 俊明君） これで3番、大森正治君の一般質問は終わりました。

---

○議長（野口 俊明君） ここで休憩いたします。再開は10時35分といたします。休憩します。

午前10時26分休憩

---

午前10時35分再開

（11番 諸遊議員 着席 午前10時35分）

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

次、14番、岡田聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 私は2問、きょう2問の質問をいたします。

1問目でございますが、昨日も吉原議員の方からかなり認知症のことについて質問がございました。同じような内容かもしれませんが、違った視点で質問したいと思います。よろしく願いいたします。

1問目ですが、認知症も集団検診にということでございます。

近年、高齢者の認知症の増加傾向がますます顕著になり、認知症高齢者のケアが家庭や社会全体の負荷になりつつあります。また、以前は認知症疾患の多くは治療が困難で、早期発見や早期治療に余り意義がなかったのが、事情が一変しつつございます。早期治療が効果をもたらすようになり、特にアルツハイマー病に対して幾つかの治療薬が開発、市販化され、軽度の患者に対して効果が高いとされております。こうして認知症の早期診断が直接治療に結びつき、さらには認知症の進行をおくらせるということで、介護予防につながっていくという可能性が見えてきております。ふだんの生活における認知症予防対策の啓発はもとより、集団検診に認知症も加え、早期発見、早期治療によって介護費や医療費の低減につなげてはどうかいたします。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい。議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。岡田議員の1番目の質問であります、認知症も集団検診にということにつきましてお答えをさせていただきます。

本町では、高齢者人口がふえるに比例をいたしまして生活機能が低下をし、支援を必要とする方々がふえておまして、家庭はもとより医療、介護福祉などの社会的な支え合

いの仕組み、これの負担も増加しているところであります。

支援が必要となります要因の一つに認知症の発症があり、その予防及び支援対策については町の大切な重要な柱であると認識をいたしております。

認知症の早期発見につきましては、吉原議員さんへの答弁でも触れましたけれども、集落での転倒予防教室やサロンにおきまして、タッチパネル式検査器を用いた簡易検査によって行っているところであります。この検査で認知症が疑われる場合には、疑われる方には、専門医やかかりつけ医などに相談をするよう勧めているところであります。

認知症検査を集団検診ではどうかという御質問でございます。御提案でございますが、現在本町で行っています認知症の検査につきましては、先ほど申し上げましたタッチパネル式検査器を使用したものでございまして、認知症の疑いがあるかどうかを判定する第1段階であるにとらえております。認知症の検診は、第1段階でこの認知症の疑いのある方には、続けて第2段階の専門医の間診など検診を受けていただくこととなります。この認知症を集団検診で行うことは、ただいま述べました第1・第2段階、これの検査を一体として行うことになり、専門医や検査機材の確保など、検査環境の整備が可能かどうかを見きわめる必要がございます。

また、受診する側にとりましてもデリケートなものがあり、集団検診になじむかどうかを含めて現段階ではほかの自治体で取り組みの事例を参考にしながら、導入の可否を検討する必要があると感じております。

さきにも述べましたが、現在は集落に出かけて行う転倒予防教室などで認知症の簡易検査を行っておりますので、当面は引き続きこの事業を実施するとともに、多くの町民の皆様認知症の理解を深めていただく、この理解を高めていただく。そのため、包括支援センターが実施をしておりますところの認知症サポーター養成講座、これを初めとする各種の啓発、支援事業の取り組みを行って、早期発見、早期治療につなげていきたいと考えております。以上で答弁にかえさせていただきます。

○議員（14番 岡田 聡君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岡田聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） 何年も前に実施された研究でございますが、ちょっと興味深い研究がございます。大学と自治体が共同で行った調査研究でございますが、人口8,600人ぐらいの町で行われた調査でございます。そのうちの高齢者1,250名余りを対象に調査を行ったようでございます。最初のテストはファイブコグというテストだそうですが、これは手先の運動スピードをはかるような簡単なテストのようですが、このテストによって1,251名のうち60数名を選別したようでございます。64名の方を新たに2次検査、いろいろな精密検査を行いましてこの64名の方を3つの群に分け、1つの群は18名、2つ目が14名、3つ目は32名ですが、1つ目の群は介入群ということで、調査は1年間ですが、1年間介入群の18名の方には家のリフォームだとかあるいは踏み台昇降、それから踏み台昇降のような有酸素運動、それから



健康的な食事指導も行われたということでございます。それから2つ目の群、これは啓蒙講和群と名づけてますが、1年間の間お話だけ聞いてもらう。いろいろな健康に関する話を聞いてもらう。それから、3つ目の32名の方々は従来生活維持群ということで、何も干渉せずに従来の生活を続けてもらったというようでございます。

その1年後の調査結果ですが、1番目の介入群は記憶と言語で非常にいい改善が見られた。また、脳の検査で改善も認められ、認知症への進行は全くなかったということでございます。それから2つ目の群、これ講和を聞いた群でございますが、14名のうち2名が認知症に進行した。それから3つ目の群、従来生活を続けてもらった、何も干渉せずに従来生活を続けてもらった32名のうちは、12名もの方が認知症に進行したという興味深い調査研究がなされております。そういうことで、非常に認知症に対しては、予防に対しては各種リハビリテーションというような取り組みが非常に有効であるというような結果でございます。そういう意味でも町のこの集団検診に加えていただいて、早い時期からそういう働きかけをしていって認知症発症を抑えるというようなことが非常に有効だと思いますが、いま一度やり方を工夫してでも集団検診やれないものかどうか、もう一度お願いいたします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。集団検診ということについてであります。担当課の方から答えさせていただきます。

○保健課長（後藤 英紀君） 議長、保健課長。

○議長（野口 俊明君） 後藤保健課長。

○保健課長（後藤 英紀君） 御質問にお答えさせていただきます。

先ほど、集団検診による認知症の検診ができないかということでいただきました。町長の答弁にもありましたように、認知症の検診につきましては第1段階、第2段階と検診を重ねてまいります。第1段階につきましては簡易なものですので、これは集団検診にもなじむかとは思いますが、第2段階の専門医及び専門的な機器をいたしました検診になりますと、その時間的な所要時間もございまして、一堂が会しての検診となりますとなかなか難しい面もあるかなというふうに考えております。まずは先進的にそういう検診を取り組んでいらっしゃる他の自治体を調査をさせていただきますと、どのように取り組んでいらっしゃるか、これをまずは把握させていただきたいなど。それ以降、この件につきましては検討していきたいというふうに思います。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岡田聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 県内ではちょっとよく把握してないんですが、県外ではいろんな自治体を実施されているようでございます。

ただ、先ほどの答弁にもございましたが、2次検診、3次検診となるとかなりなサポ

一ト、医療体制、医師などが必要だということで、そこら辺は2次検診、3次検診は難しいかと思いますが、町で行うその1次検診だけでも、例えば簡単にできる集団検診、今いろいろとがん検診を行っていらっしゃると思いますが、その場で行えるような、ついで行えるような1次検診だけでもやっていただいて、いただければかなりいいんじゃないかと考えます。

というのは、この問題、質問を出すに当たってちょっと、この質問を出したきっかけは、高齢者等の老人クラブとの懇談会でそういうのをやってほしいという要望をおっしゃった方がいました。昔と違って、昔は本当に認知症といえればちょっと特異な目で見られるようなデリケートな感じでございましたが、最近は高齢化とともにだれにでもかかるような、だれもがかかるような病気になってきております。その点で、昔のようなデリケートのような考えでは今高齢者の方々もないと思いますので、そこらあたりは意外と受け入れてくれるのではなからうかと思いますが、1次検査だけではうまくいかないかどうか、担当者、担当課長、答弁をお願いいたします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当より答えさせていただきます。

○保健課長（後藤 英紀君） 議長、保健課長。

○議長（野口 俊明君） 後藤保健課長。

○保健課長（後藤 英紀君） お答えさせていただきます。

1次検査だけではどうかということでもありますけれども、専門的な医師の判断といいますが、やはり最終的には検査の中では必要になってくるかというふうに存じます。なかなかその専門的にそういう認知症の判断ができる医師等につきましても、その確保が検診の中では難しいというふうにも聞いております。

ただ、先ほど岡田議員さんが言われました1次検査、これを集団検診の中でもできないかということにつきましても、ただいま各集落において出かけております転倒予防教室で簡易なそういう検査をしております。それが集団検診の中で実施できるかどうかは、関係する部署の方とも協議をしながら検討を進めていきたいと存じます。

○議長（野口 俊明君） 岡田聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） 転倒予防教室等でやっていらっしゃるようですが、転倒予防教室などに来られる人は本当わずかな方だと思います。そこら辺で、もっともっと多くの方々に認識していただいて1次検査を実施していけば、早期発見につながるのではなからうかと考えます。その点、もう一度お答え願います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当より答えさせていただきます。

○保健課長（後藤 英紀君） 議長、保健課長。

○議長（野口 俊明君） 後藤保健課長。

○保健課長（後藤 英紀君） 1次検査、転倒予防教室でいらっしゃる方、大体65歳以上の御高齢の方が中心になる教室でございます。大体11月までに58回、転倒予防教室をしております、約796人の高齢者の方に御参加いただいております。

今のところ、全員の方につきましては認知症という第2次のものまでについては、済みません、全員に認知症の検査をしているわけではございません。

それを集団検診の中でということになりますと、検診の対象者の中には幅広い年齢層の方がいらっしゃいまして、できるだけ高齢者の方にお越しいただくときにあわせてそれができれば可能ですが、ただ1つ、やはり集団検診となりますとたくさんの方のいらっしゃる中でそういう認知症の検査ということがありまして、先ほど町長の答弁にもありましたが、ちょっとデリケートなこの検査でもありますので、それがうまくできるかどうかにつきましてもやはり検討を重ねていくことが必要かと思えます。

ただ、やっぱりそういうたくさんの方の機会をとらえての検査をするということにつきましては、やはり必要なことではないかなということは認識しております。以上です。

○議長（野口 俊明君） 岡田聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） 特殊なものという感覚は、高齢者の中でも大分違ってきていると思います。例えば運転免許を受けるときに簡単なテストがございますが、そういう感覚で、今、先ほど最初に申し上げましたファイブコグというような手先の運動スピードをはかるようなテスト、これは簡単なテストですが、意外と興味を持ってどなたでも受けてもらえるのではないのでしょうか。私たちも、そういうものがあればやってみたいような気があります。ということで、本当に簡単にできる、皆さんが気楽にできるようなことをぜひ今後は考えていただきたいと。

その1点と、それから啓発に関してでございますが、高齢化とともに非常に認知症もふえているということで、関心はかなり高まっていると思います。講演などもやっていただいておりますが、認知症に関して早期発見すれば進行をおくらせる、認知症の発症を防げるというような啓發文書、パンフレットなどをもっともっと啓発に努めてほしいんですが、その点のお考えはどうでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。岡田議員より、気軽にできる方法のお話と、それから啓発活動ということについての御質問でありました。担当より答えさせていただきます。

○福祉介護課長（戸野 隆弘君） 議長、福祉介護課長。

○議長（野口 俊明君） 戸野福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸野 隆弘君） 啓発についての取り組み状況につきまして、答弁をさせていただきます。

昨日の吉原議員さんからの御質問に対しましても、町長の答弁の中でその一端を紹介

をしております。重複するところではございますけども御説明させていただきますと、大山町では介護予防推進指導員を22年度から設置をいたしまして、この啓発等含めて力を入れてまいっておるところでございます。

認知症のサポーターの養成、これは認知症を正しく理解して御本人やあるいは御家族の方を支えるという役割の方でございますので、こういった方がふえていくことが啓発のベースになると思っております。現在までに1,700名を超える方にこの講座を受講していただいて、サポーターを養成してきております。これが取り組みの中では最も大きな啓発活動、今、中心に据えておるところでございます。

そのほかには、認知症の講演会、昨年度と今年度実施しておりまして、一般町民の方々に60名から80名ぐらいの参加をいただいて、開催をしてきておるところであります。

そのほか、認知症家族の会を町内で現在それぞれの旧町ごとに3つの会を立ち上げて、そういうところで御家族の皆さんを通じて啓発の一環を、家族の会の支援ということもその一環かと思っております。

もっと広報とかその他のものにつきましても、これからもっと活用していかなければならないというふうに思っておるところでございますので、その辺を今後は工夫をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（野口 俊明君） 岡田聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） はい。では、続いて2問目に参ります。

町単独発注工事の工事費単価は適切かということでございます。

単町費あるいは農林関係の工事では非常に工事単価が低く、工事費単価が低く、大抵の工事が赤字となり、持ち出しでやっている。とてもやっていけないという声が多いようでございます。会社は経営努力をして何とか収支とんとんまで持っていくことで、町内の雇用が守られていくと思えます。それがどう努力しても赤字ばかりとなれば雇用が守れなくなり、大山町にとっても大きなマイナスとなると思えます。

昨今の厳しい経済情勢の中、単価を切り詰めなければならない事情もわかりますが、せめて県工事に近いような単価設定はできないのか。単価だけでなく総額でございますが、経費も含めてそこら辺検討はできないのかどうか、お願いいたします。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。岡田議員の2番目の質問であります町単独発注工事の工事費単価は適切かということに、御質問にお答えをいたしたいと存じます。

工事費の積算につきましては、補助事業の一般土木工事につきましては鳥取県県土整備局、県土整備部が定めておりますところの土木工事標準積算基準書及び土木工事实施設計単価を、また農林工事につきましては農林水産省が定めております土地改良工事積

算基準及び土木工事実施設計単価を、また土木工事実施設計単価が設定をされていない場合、これは建設物価積算資料、見積もり単価を使用して積算を行っているところであり、あります。

また、町単独工事につきましても町独自の積算基準はなく、すべて鳥取県及び農林水産省の積算基準書及び土木工事実施設計単価を準用して工事費の積算を行い、入札に付すあるいは地方自治法に基づく随意契約を行っているところであり、あります。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○議員（14番 岡田 聡君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岡田聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） 当然のことですが、いろいろ積算基準等に基づいてやっ  
ていらっしゃるようでございますが、設計によって出された金額そのまま発注金額にさ  
れることはないだろうと思いますが、そこら辺のカットといたしますか、削減率といた  
すか、大きな工事は非常に経費とかがかなり見られていて採算に合うのだろうと思  
いませうけども、同じような考えで、小さい工事はそういう同じ考えでやっておられるのかど  
うか。多分、小さい工事は経費などがほとんど見てないのかもしれない。

それと、同じような削減率といたしますか、発注時の工事費切り下げ率といたしますか、  
そこらあたりは大きいものでも小さな例えば農林関係でも、あるいは一般の建設の道路  
工事なんかでも同じ削減率でやっているのかどうか、伺いたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当より答えさせていただきます。

○建設課長（池本 義親君） 議長、建設課長。

○議長（野口 俊明君） 池本建設課長。

○建設課長（池本 義親君） 3点の御質問だと思います。

まず、1点目の設計金額が発注金額との差があるかということですが、これは  
歩切りといった専門用語だと思いますけども、それはほとんどございません。ただ、金  
額に端数が出ますので、端数調整程度であります。

また、これは町長が定める金額でございますので、担当課の方ではその金額につ  
きましては設定はいたしておりません。

次に、大型工事と小型工事との経費の差ということですが、諸経費形態につ  
きましては土木、農林とも工事が大きくなればなるほど経費率が下がるような仕掛  
けになっております。と申しますのは、同じ例えば四、五十万の工事クラスもある  
んですが、会社、請負、その業者さんの会社としては年間当然会社の経費とい  
うものがかかるわけですので、小さい工事になるとそれだけロスが出るという  
ことがありますので、諸経費形態は大きい工事になればなるほど下がって  
くるという形態になっております。

次に、工事費の引き下げ率ということですが、これは制限価格のことでしょうか

ね。制限価格のことでしょうか。ちょっとはっきりわかりませんが。

○議員（14番 岡田 聡君） はい。

○建設課長（池本 義親君） 実は、制限価格につきましてはそれぞれ自治体で定めておりますが、ほぼ一緒であります。ただ、県の工事にありますのは大きい物件ということもありまして、9割入札といったやな実態が近年事例として起こっております。ただ、町の工事におきましては、先ほど申し上げましたようにもともと額が小さいということもありますので、そこまでは入札業者の方も下げることはないというふうな結果が現在ある状態です。

○議長（野口 俊明君） 岡田聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） はっきりした私もデータがあるわけではないので何ですが、ただ、災害復旧工事などでは非常に利益どころか持ち出しが多いという話を聞きます。小さな工事が結構多いでしょうけども、工事現場まで行くまでの例えば仮設道路が必要になってもそこらあたりは見てもらえないとか、そういったことがあって全体的になかなかとんとんまで持っていけないというような現状なのか。特に農林関係の災害復旧、それから暗渠工事など、建設業者はだれも敬遠したいというようなことを言っているようで、何が原因なのかちょっとよくわからないんですが、小さな工事でそこらあたりの、例えば災害復旧なんかでは仮設などはほとんど見られてないのかどうか、もう一度お答え願います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当より答えさせていただきます。

○建設課長（池本 義親君） 議長、建設課長。

○議長（野口 俊明君） 池本建設課長。

○建設課長（池本 義親君） 災害復旧工事におきまして、仮設工事が見れないのかといった内容だと思います。

これは農林の災害のことをとらえておられると思います。一般土木工事については、すべて仮設道路が認められております。ただ、農林の工事にあっては、コウ運搬といった積算体系になっております。したがって、特に農地の中に入って行ってその工事箇所まで行くといった距離もあるわけですが、それが農林では国の積算基準に基づきまして仮設道路については認められてないといった状況であります。そのかわりにコウ運搬といった歩掛かりを使用しまして、幾らかの運搬の上乗せ単価があるといった状況であります。

ただ、あとは現場の方の段取りぐあいによりまして、天候に左右される場合が土工事です。多くあるわけでありまして、あとは段取りのよしあしといったことで、その工事費の水揚げが大きく変わってくるというふうに思っておるところです。

○議長（野口 俊明君） 岡田聡君。

○議員（14番 岡田 聰君） 町内の建設業者、大きいところもありますが、小さい業者が結構多いと思います。何とか今まで努力して生き残ってきた業者、会社でございます。やっぱり町内の雇用を守るため、産業を守るため、将来にわたって会社が維持できなければならないと考えます。そこらあたりいろいろ事情はあるとは思いますが、業者側の声にも耳を傾けていただいて、適切な工事発注、工事発注金額というものを考慮していただきたいと思いますが、いま一度答弁をお願いします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。岡田議員より質問いただきました。財政的な問題がございますので、それぞれの町の財政の中でいろいろと考慮していくところでありますけれども、特に国の事業、県の事業等々を絡めながら、御指摘の、あるいは御提案があった思いを受け、取り組みを進めてまいりたいと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（野口 俊明君） これで14番、岡田聰君の一般質問は終了しました。

---

○議長（野口 俊明君） 次、7番、近藤大介君。

○議員（7番 近藤 大介君） はい。そうしましたら、通告に従いまして今回は1点、これからの住民自治についてということで町長にお尋ねしたいと思います。

皆さん御承知のように、あさっては衆議院議員の選挙がございます。マスコミ報道などを見ますと、自民党が単独過半数をとるといような予測もあるわけですが、選挙の争点は原発問題ですとか消費税のことなどが大きく取り上げられておりまして、マスコミの方では余り報道はされておられませんけれども、次に政権復帰がもう確実とも言えるような自民党の選挙公約の中には、道州制を実施するということが含まれております。今ある47の都道府県の制度をやめて、日本を10の、10個の州に分けて地方自治を、新しい国の形をつくっていくという政策が盛り込まれております。

そういう現在の状況の中で、道州制の実施もこれからあり得るとい状況の中で、これからの住民の自治はどうなっていくのだろうかということを聞きたいと思います。

まず1点目、道州制について、実現の見通しや実施された場合の大山町への影響を含め、町長はどのように考えておられますか。

2点目、町長は就任以来、集落に軸足を置いたまちづくりということを盛んにおっしゃって事業を進めてこられました。その成果を今どのように総括されますか。

また、同時並行のような形で住民自治組織支援事業についても実施しておられます。まちづくり推進員さんの事業でございますが、これについての総括どのようにされますか。

3点目、先般、大山町の高麗地区におきまして、住民の自主組織としてかあら山という取り組みがなされました。これについて、今後どのように支援していかれるお考えか。

4点目、先ほども申し上げましたけれども、集落に軸足を置いたまちづくりと、集落

を基本にやる住民自治と、それから旧小学校区程度を考えている住民自治組織支援事業、この2つでは住民自治の施策として同時並行で行っていることに一貫性がないように私は感じるわけですが、町長としてはこの2つをどのように整理しておられるのか。また、地方分権の中で今後大山町の住民自治はどうあるべきだと考えておられるのか。それに伴って、住民自治の施策を今後どのように展開していくとお考えか。

以上、4点についてお尋ねをいたします。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい。議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。近藤議員から、これからの住民自治についてという御質問いただきました。お答えをさせていただきたいと存じます。

まず、1点目の道州制について、実現の見通しや実施された場合の本町への影響についてということについてでございます。

今回の衆議院選挙の各党の公約、マニフェストによりますと、多くの政党が道州制の導入を分権の柱として打ち出しております。地方公共団体におきましては、道州制の導入については意見が分かれておまして、道州制に積極的な知事と政令都市の市長で公正する連合は、各政党に道州制の理念や工程表を示した推進法の早期成立を要請いたしております。一方、全国町村会では、このたびの11月21日に開催をされました全国町村長大会において、道州制に対して反対をするという特別決議を行っている状況であります。

道州制の実現の見通しということですが、全国の町村の根強い反対もありますので、実現の見通しには不透明なものがあると考えております。

また、道州制が実施された場合の影響ということですが、道州制を導入した場合の基礎自治体としての市町村の機能を現在のままとするのか、それとも新たな機能を持った主体とするのか。また、国や県からどの程度の事務権限を移すのかなど不明でございます。本町への影響につきましては判断しかねるところであります。国における議論を注視してみたいと思います。

2点目の集落に軸足を置いたまちづくりの成果についてであります。

私がこれまで訴えてきました集落に軸足を置いたまちづくりとは、住民生活におけるさまざまな問題が発生をいたしております現場、基本であります集落に行政が積極的に出向き、住民さんと粘り強く対話を重ねる中から行政ニーズや課題をくみ上げ、これを施策につなげる。また、住民の皆さんと一緒に集落の活性化を図っていくということでもあります。

このような点から振り返りますと、これまで私みずから集落に出向き住民の皆さんと意見交換を行ったりしております集落行政懇談会、これまで50の集落で実施をいたしてまいりました。また、集落の課題、将来の姿、活性化などについて語り合っていた



だく集落の健康診断、これを65の集落で実施をしていただいております。さらには、まちづくり地区会議では、まちづくり委員さんと役場の職員が集落に出向いて地域づくりについて意見交換を行う出張座談会、これを32集落で実施をいたしました。こうした取り組みを進める中で、21の集落で地域活性化支援事業を活用した取り組みが進んでいるところであります。また、出張座談会を全集落で実施をされました高麗地区では、ふれあいの郷かあら山の組織、この設立に至りました。

次に、住民自治育成支援事業についての総括についてであります。

この事業は、旧小学校区単位で地域づくりを進めるまちづくり地区会議に関する事業であります。まちづくり地区会議につきましては、平成21年以降、まちづくり推進員さんを選出いただき検討が進められ、任期終了後の本年からは新たにまちづくり委員さんを選出し、まちづくりのこの活動の実行と、そして組織化に取り組んでいただいております。現時点では、まちづくり活動の実行ということにつきましては本年2月に御来屋地区で防災炊き出し訓練、9月には庄内地区で海岸一斉清掃、10月には所子地区で防災訓練などが実施をされております。

また、組織化につきましては、高麗地区でふれあいの郷かあら山が設立され、また上中山地区では旧保育所を有効活用するための学びの里甲川管理運営委員会が設置をされて、住民主体の地域づくりの取り組みが進められつつあるところでございます。

しかし、これらの取り組みは全体として見れば第一歩を踏み出したところでございまして、今後取り組みを強めていきたいと考えております。

3点目の住民の自主組織等に対する今後の支援についてでございます。

今後の人口減少、高齢化による集落の活力低下への懸念に対して、周辺集落との連携、またこれを地区全体でサポートする仕組みとして地域自主組織を立ち上げ、モデル的な取り組みを推進したいと考えております。まずはふれあいの郷かあら山のように、おおむね旧小学校区を単位として住民主体でさまざまな公共的な活動を行う組織を先行的に立ち上げるこの意欲のある地区に対して、新たな支援制度を検討いたしております。先行的に地域自主組織が複数立ち上がることで、ほかの地区にも活動事例やそのノウハウが伝わり、大山町全体に地域づくりが広がっていくことが期待されるところであります。

4点目の集落に軸足を置いた町づくりと住民自治組織育成支援事業の一貫性についての御質問にお答えをさせていただきます。

集落の活性化を図るためには、各集落を個別に支援する働きかけと、地区、いわゆる旧小学校区全体の活性化に取り組む中で集落の活性化を図るという双方の働きかけ、これが必要と考えております。集落でできることは集落で実施をしていただく。その上で、個々の集落でできないことを集落の連携により地区全体で取り組むことにより、個々の集落にとってもメリットとなっていく。

また、小規模な集落を地区全体で支援することが必要であります。例えば、高麗地区のふれあいの郷かあら山でまさに進めようとされている放課後の子供の居場所づくりは、

地区の全集落が単独で個々に実施することは容易ではございません。しかし、地区全体で取り組むことによってこのような取り組みも可能となり、これは集落にとってもメリットとなります。このように少子高齢化の進展によりますところの集落への直接的な働きかけとともに、集落の連携により地区全体で支え合う仕組みを並行的に構築する必要があると考えております。

最後に、地方分権の中での大山町の住民自治のあり方、住民自治施策の今後の展開についてでございます。

私は、地方分権が進むから住民自治を進めるということではなく、住民自治は地方自治の根幹であると考えております。住民自治の基盤がないところに幾ら施設をつくったり、あるいは国や県からの補助金を投入しても、その効果は持続しないものと考えております。このため、町民によりますところのグループ活動、これの育成あるいは強化や、集落また地域自主組織などを通じた協働の地域づくり施策、これが不可欠でありまして、スタートした先導的な地域自主組織モデル、これを支援、事業化をして、その後の充実、本格化に向けたいと考えております。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○議員（7番 近藤 大介君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（7番 近藤 大介君） 長々と御答弁いただいたんですけども、議員の皆さん、管理職の皆さん、今の答弁で森田町長が目指す住民自治の姿、集落に軸足を置いたまちづくりとは何か、住民自治自主組織とは何か、理解ができたんでしょうかね。何度もこの点に関して、問題に関しては町長から答弁もらってるんですけど、私は何回聞いても町長が目指すところが一体何なのかどうも理解ができません。住民の皆さんも、特にこの問題に関し森田町長のビジョンがよくわからないという話を聞いております。

今の御答弁で私が何となくわかったと思うのは、どうも町長は地方分権の意味も住民自治の意味も余り理解しておられないのかなというところが一つわかったかなというところなんですけれども、まず道州制のことから少し、もう少しお話を伺いたいと思います。

なぜ今回住民自治の問題に絡めて道州制の話も持ってきたかということ、もう自民党は既にことしの9月、自民党の道州制推進本部において道州制基本法案を既に政策しております。政権をとった後には、道州制推進に向けた組織を内閣府なり政権内部につくって、着々と、あるいは少しずつでも進めていかれるのだろうと思います。それがスムーズに制度が実施されるかどうかは、今後の議論をまたなければならぬところももちろんあると思います。町長おっしゃるように全国町村会は拙速な導入に反対ですし、全国の町村議長会もこれは地方の町村にとって切り捨てになるだろうということで反対をしておるところですから、必ずしもスムーズにはいかないかもしれない。けれども、振り返ってみれば平成17年に大山町は3町で合併しました。平成17年の10年前、

平成7年、8年のころには、まさか町村合併なんてだれも考えてなかった。ところが平成12年、地方分権一括法が国会で可決したら、もうあれよあれよという間に、5年のうちに3町合併となった。そのことを思い出せば、これから先10年以内に道州制が実施される可能性は消して低くない。少なくともそれを想定しながら、もしそうなったら大山町はどうなるんだろうか。それをやはり町のトップが考えながら、これからの町政運営をしていくべきだと私は思います。

そして、その自民党の道州制推進本部において検討されている具体的な中身としては、道州制、国は国家の基本的な施策を中心にやりますと。それ以外のさまざまな事務なり権限が新しくつくる従前後の州政府に移管すると。州政府は、独自に地方自治をやっていくと。そういった中で、自民党で検討される案としては州政府の下の基礎自治体、いわゆる市町村ですけれども、今現在県がやっている事務の大半を今度は市町村に移管するということになるので、人口の少ない市町村ではそれが受けれない。大体、少なくとも10万人以上の市町村を想定した基礎自治体を考えておるようです。

となると、大山町は単独のまちづくりをしたいと思っても、県からおりてくる事務に果たして受け入れることができるんだろうかと。財政的には大丈夫なんだろうかと。となると、やむを得ず好むと好まざるとかかわりなく米子市との合併というものを検討せざるを得なくなるというのは必然であります。そうすると、今、大山町には168の集落があるんです。自治会があるわけです。168の今の大山町の自治会を、個々それぞれ今みたいに丁寧に米子市が面倒見てくれるでしょうか。職員も恐らく半分以下に減らされるでしょう、大山町内の職員がね。今でさえ3町合併して集落の隅々まで目が行き届かなくなった状態でおるのにもかかわらず、これが米子市との合併になって、町長は集落集落とおっしゃいましたけども、米子市になった場合でも、168ほとんどの集落が30軒前後ですわ。そういった自治会が単独で自治を実施できるでしょうか。私は、大変その辺を不安に思っています。道州制の実現の見通しや大山町への影響に対して、町長は実現性は不透明があると、何とも言えないと。そうなったら、実現したらどうなるか。まあ先のことだけ判断ができない、わからないということで、この先本当に10年以内に起こり得る大山町の非常に大きな曲がり角というか岐路、あるいは危機に対して全く危機感が感じられないように感じるんですけれども、町長、本当にそれでいいんでしょうか、お答えください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。近藤議員が道州制について今る述べられました。述べられた中に、党の名前まで出された。この時期であります。12月16日に国民の審判があります。この時期に触れることかなと思っております。

あわせて、想像、近藤議員の思い、想像の中でいろいろな具体的な話をされましたけれども、この時期に話すことであるのかなと思っております。想像のまだ世界であると

思っております。そのような思いで今聞かせていただいたということで、答弁にかえさせていただきます。

○議員（7番 近藤 大介君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（7番 近藤 大介君） 私は事実だけを述べておるわけでごさいます、それに対して、それ以上でもそれ以下でもないわけですけれども、結局のところそういうことは余り危機として感じていらっしゃるというふうに、やっぱりなということで受けとめておきますけれども、集落に軸足を置いたまちづくり、結局何なのかなとやっぱり町長の考えがよく理解しかねるわけですけれども、成果として集落の健康診断を65集落で実施したとか、そういうことも上がってるわけですけれども、2年前の、3年までなりませんね、2年ぐらい前の一般質問の中で、町長はこの集落の健康診断、少なくとも二、三年中、いわゆる町長の今の任期中には全集落で実施できるように取り組みたいというようなことをおっしゃっていました。今現在で65集落、まだ3分の2近い集落で健康診断ができてないわけです。集落自治の基本としてまず集落の健康診断をやるということをおっしゃっておられながら、実際3分の2も残っている。これで余り、成果というよりも全く進んでないのではないかというふうに私は思うわけですけれども、取り組みに対しての反省点などございましたら御答弁ください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい、議長。先ほど近藤議員より道州制についての言葉を返ささせていただいて、近藤議員なりの受けとめ方というぐあいに承知をさせていただきたいと思っております。首長としてさまざまな思いや考えといったことはあるわけでごさいますけれども、きょうの言葉についてはこのことでとどめさせていただきます。

それから、集落の健康診断進んでいないのではというお話であります。

それぞれの取り組み、特に住民の主体のまちづくり、住民参画のまちづくり、その取り組みを進めていく中で、やはり生活の基盤でありますところの集落の皆さんが自分たちの住んでるところをいま一度振り返っていろいろと話し合ったり、あるいは今後のことを語り合い、課題を見つけ合い、そして取り組みをしていただくこと、ここを私は基本だと思っております。そうした取り組みをしていただいた集落が健康診断ということで65あるということでありまして、非常にこの数年間の中で皆さんそれぞれに取り組んでいただいたと思っております。

あわせて、まちづくり地区会議でいろいろと取り組みを進めていかれる中で、特に高麗地区の方でもやはりこれを進めていくには集落に理解をしていただかなければ前に進まないではないかということで、会長さん、副会長さん各集落に出向かれて、町の職員もそうですけれども、その説明をされた経過があります。集落のお世話をしていくトップは区長あるいは自治会長であります。やはりそこに大きな大切な軸足を置いて、まち

づくりをしていくということであります。65の集落について取り組みが進めてあるということ、それ以外でも出張座談会であったり私が出向いての集落への行政懇談会であったりということで、かなりの集落でいろいろな話し合いが生まれてきたこの4年であると思っております。それが原動力になって、これからの展開につながっていくものと信じております。

○議員（7番 近藤 大介君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（7番 近藤 大介君） 町長が就任された平成21年の6月定例議会において、鹿島議員が自治組織のことについて町長に質問をなさっておられます。そのときの町長の御答弁少し引用いたしますけども、そのときも「地域の自立はまず最小単位である集落活動、これが基本だとおっしゃっておられます。そして、生活をともにしている人たちが伝統継承や子育て、福祉、介護、産業、観光、共同作業・活動など集落内で取り組むこと、自分たちの集落は自分たちで作り、守り、子供たちにつなげていく。そのことから始めるのが大切である」というふうにおっしゃっています。

それから、同じ定例会で私も同様な質問してるんですけども、その中で、ごめんなさい、これは翌年の3月定例で私がした質問の答える形なんですけれども、私が地方分権の時代にふさわしい住民自治とは何ですかという問いをした際に、町長はこういうことをおっしゃってるんですけども、「住民みずから地域のことを考え、みずからの手で始めていくことが大切だと。加えて、住民の皆さんがどちらかといえば行政への依存が強かったのではないか」ということをおっしゃっておられます。今も同じお考えですか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議員の方から質問をいただいた中で、集落で取り組むこと、地域の自立が集落であるということ、そして集落でいろいろと話し合っていて、守って、つくって子供たちにつなげていく。その基本、これは今も変わらないと思っております。

そして、行政に対する依存というお話がございました。今、住民参画あるいは地方分権、そういったことの時代の中でいろいろなニーズがふえてきております。住民の皆さんの方からの求めも多くなってきております。そうしたニーズに対して、すべて行政が対応できるという状況にはないと思っております。

一方、行財政改革というテーマの中で、職員の人数を減らしていく状況があります。そういった状況の中で、これまで当たり前としてあるサービス、これを行政がすべて賄えるという状況は難しくなっていく状況にあると思っております。その表現の中で依存ということになるのかなと思いますけれども、行政が行っているサービス、これがこれからずっと当たり前のようにつなげていく形にはならない。だからこそ住民の皆さんのまたお力もいただきながら、一緒になってまちづくりを展開していく住民参画のまち、協働のまちというものが叫ばれている、あるいは取り組んでいる今日であるというぐあ

いに理解をして、認識をおります。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（7番 近藤 大介君） 町長は国信集落にお住まいです、御出身です。国信集落というのは、大山町では2番目に大きい集落なんですよ。世帯数が80ぐらいでしたっけ、一番大きいのは国信のお隣の所子集落です。伝統も歴史もある集落です。そういったところで町長はまちづくり、村づくりの取り組みもしておられた方ですから、どこも似たようなことができるだろうというふうにお考えなんでしょうかね。ところが、大山町の4分の1の集落は世帯数が20もありません。大山町168集落のうちの半分は30世帯もありません。町長は自治の基本は集落だということで、その集落で、そのコミュニティでその子育てや福祉、介護、産業、観光、こういったものも自主的に自治の範囲で取り組まなければならないとおっしゃってるわけですよ。高齢化が進んでいく、若い世代が少なくなっていく。集落の中に小学生がどうかすると一人もいない。そういった集落で、町長がおっしゃるようなまちづくりが本当に可能だと思ってるんですか、改めて伺います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。私の村のことを例えにして、まず話をされました。私はある時期、大山町の各集落を何度も何度も歩き回った経過があります、時期があります。少なくとも、近藤議員よりも集落の状況、町内の各集落の状況は私の方が承知をしておると私は思っております。国信のような状況、私の村の状況がすべて似たようなものだというような認識であるという表現をされました。実に情けない見方だなと思って聞かせていただきました。

町内には、本当に数軒しかない集落もあります。近藤議員が指摘されるように、本当に集落の機能が発揮できない状況の集落、これも一部あります。だからこそ集落でできること、先ほど具体的なことをおっしゃいましたが、そういった活動、取り組みができなくなっている、これも現実であります。その集落でできないことを近隣の村との連携や、あるいは校区単位の地区会議、まちづくりの中で取り組んでいこうということで今動き始め、あるいは組織化が進んでいるのが今の形になってきているというぐあいに認識しておりますし、議員もそのように承知をしておるのではないかなと思っております。

○議員（7番 近藤 大介君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（7番 近藤 大介君） 平行線、話がなかなか理解できないんですけれども、もう一つ、以前に町長は、さっきも言いましたようにこれまで住民の中でその行政に対しての依存があったのではないかとおっしゃっておられましたし、先ほどもその役場の職員がこれから先もっと少なくせざるを得ないという状況の中で、その地域での取り組み

をしてもらわなければならないというお答えもあったわけですが、そう片方では言いながら、片方で言いながら、その今現在やっていることというのは168もある集落に職員が積極的に出向いてと。その中で、168の集落一つ一つの集落と積極的に粘り強く住民さんとの対話を重ね、そこでニーズをくみ上げて行政としてできることをやっていると。これは実は町長が言葉でおっしゃっておられるのとは裏腹に、住民さんの行政依存を強めているだけではないでしょうか。当然、現場に何度も足を運ぶということは必要だと思います。住民さんとの対話ももちろん大事かもしれませんが、しかし、168一つ一つを相手にしての行政が本当にこれから先、10年先もできるんですか、ねえ。どうかすると米子市と合併になるかもしれない。もうそうなると、米子市役所からはもう大山町の方なんか、特に中山の方なんか見てもらえませんか。そうなったときでも、住民の自治としてしっかり守るべきは守れていく、そういうコミュニティーをつくっていくことこそが今一番町行政にとって必要なことではないでしょうか。どうでしょう。

今の一つ一つの部落に必要以上に丁寧に対応していくやり方、私はいつまでも続けることができるとは思いません。それは職員のマンパワー的に、財源的に。むしろ今のやり方は、集落の行政依存をより強めているのではないか。その点について、町長、どうお考えになりますか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。近藤議員の言われている思いの部分が、なかなか伝わってこないところがあります。集落にしっかりと対応できない時代が来るんだから、それに合わせた仕組み、形をつくるべきではないのかなというような聞こえ方になったような気がするんですけども、やはり集落に生活をし、そこでいろいろなコミュニケーションがあり、そして本当に長年そこに住んでいる集落、コミュニケーション、それをまず大切にしていくということが私は基本であると思っております。

その中でどうしてもできないことが出てくるわけでありますので、やはりその部分については今取り組みを進めております広域的な会の中で集落のフォローをしていこうや、できることはでもやらしてもらおうや、そういう今取り組みを進めているということでもあります。

○議長（野口 俊明君） 近藤議員の一般質問の時間ですが、ここで休憩いたしたいと思います。再開は午後1時といたします。

午後0時02分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

7番、近藤大介君。

○議員（7番 近藤 大介君） はい。午前中から、住民自治のあり方、これからの住民自治のあり方ということで町長にお尋ねしておるわけですが、私は大山町が本当に高齢化がどんどん進んでいく中で、高齢者だけの世帯もどんどんふえていっていく中で、特に大山町、集落の規模も小さいところが多いでございます。住民自治の担い手として、これからは168一つ一つの集落では自治の主役としては、主体としては非常に難しいだろうという判断の中から、校区単位なりのもっと広域的な自治の仕組みをつくっていくべきだというふうに考えておるんですが、町長は終始一貫まずは集落に軸足を置いたという住民自治をお考えのようではございますけれども、実はきのう吉原議員がちょっと類似したような、同じような質問をしておられるときの答弁の中には、町長が常々おっしゃっておられる集落に軸足を置いたということは一切言わずに、何と大山町全地区で地域自主組織の設立に全力を挙げるということをおっしゃっておられたので、私は町長もようやく世の中の流れ、日本の国の地方の財政状況、大山町の状況をようやく理解されて、少し方針を改められる気になったのかなというふうに思ったんですけども、今またきょう議論してみると実はそうではなかったということでびっくりしてるんですけども、例えばこれからは町が何でもかんでも住民サービスができるような状況ではありません。その自治の主体として集落が基本なのか、それとも広域的な集落の、地域の自治組織なり自主組織が主体となるのか。

町長は、結局その場その場で何かおっしゃってることの内容、ニュアンスが微妙に違うんですよ。まずは集落とおっしゃってみたり、旧校区単位の自主組織が大事だとおっしゃったり、両方やりたいということなのかもしれませんけれども、同じ例えば高齢者向けの介護なり福祉のサービスをするとして、各集落でもやります。各集落でやるばかりじゃなくって、もっと広いエリアの自主組織でも同様のサービスを提供します。受け取る、サービスを受け取る住民からしてみれば総体的にサービスの量がふえて、それは好ましいことかもしれませんけれども、ただ一体そのお金はどこから出てくるのかと。これはいわゆる二重行政というやつなんです。

町長は、よくその集落でできないことは自治組織でやる。自治組織でできないことは町でという言い方をされるんですけども、これ進め方として余りよろしくないといえますか、かつて自民党、総理大臣の小泉純一郎さんは、民でできることは民で、地方でできることは地方でと。同じようなことを言ってるようで、ベクトルが全然違うんですよ。上から、上下というのも本当はよろしくない言い方ですけど便宜上言わせてもらいます。国から県に事務をおろす、県から町に。今、町長はあっぷあっぷしています。財政もこれから先厳しい。今度は住民さんをお願いしなければならない。住民さんに町の事務をおろしていくんですよ。でないと、集落でできないことは広域の集落で、自治組織でということになると、まあ集落で本気で取り組まなくても自主組織でやってもらえばいい。自主組織でできんことは町にやってもらえばいいがんと。結局、事務の移譲は全然進まないということになるわけですよ。



現に、ここ1年ばかり未来づくり戦略室、町の主要な施策を担う看板部門ですけども、未来づくり戦略室では健康診断やりましたよやりましたよというのをあんまり一生懸命やっていたらしゃいませぬよね。力を注いでおられるのは、地域自主組織の方をメインで住民自治の仕事を進めておられます。結局、担当課レベル、担当者レベルでは、168のその集落に住民自治を担ってもらうのは余りにも負担が重過ぎるという判断なんだと思います。至極真っ当な判断です。

自主組織の取り組みは本当にまだ始まったばかりで、高麗地区の取り組みに私も本当に期待しているところなんですけれども、片方では町長おっしゃるようにこの取り組みを全町に広げ、住民自治の受け皿として町の財政が厳しくなっても自治の分野は自主組織がやってもらえる、そういう仕組みを今つくる、つくらなければならない、それが最も大事な町の責務の一つだろうというふうに思っています。

時間もありませんのでもう最後にしたいと思うんですけども、今この現在、23年度、4年度現在で町の財政は決して悪くはありません。基金もそこそこあります。このままの状態が続けばいいまちづくりができるんでしょうけれども、国のいろいろな制度もあります。

道州制云々を最初に申し上げましたけども、仮に道州制が実施されなくても町の財源はこれから先細ってきます。わかりやすく言うと、これから5年先には給料が3割カットされると思っておけばいいんじゃないかなと私は思っています。貯金は今そこそこあります。しかも今、3割先給料カットがされるのはわかっているので、そのために備えて貯金してるんですよ。私はこれは間違いだと思えます。そこそこの貯金は必要かもしれないんですけども、給料が3割カットされても7割の収入で継続的に生活が維持できるように、生活水準を7割の給料でも維持できるような体質に改める。そういう努力が必要なんだと思います。今ある豊富な資金は、例えば今業績がどんどん下がりつつある、給料をもらっているその会社をいつかはやめて転職しようかなとか、自分の手に職をつけようかなとか、未来に向かって自分のために投資をするために、抱えていくのではなくって積極的に使っていく。そういうような今大山町の財政ではないかと私は思っています。

ちょっと最後なんであれこれ言いますが、今年度大山町の出生数、1年間、この1年間に生まれる赤ちゃん、3月末までの推計では82人になるそうです。合併した時点では150人ぐらいありましたので、ほんの10年もせんうちに1年間の出生数が半分になろうとしています。

未来づくり戦略室が地域でいろんな事業を説明する際に将来の人口推計を示しておられて、向こう10年ぐらいのうちに、平成32年ですから8年ぐらいも先、ごめんなさい、平成42年の予測を大体1万2,000人ぐらいだと見込んでおられます。ついこの間、平成22年の国勢調査では1万7,500人でした。これがほんの20年先には1万2,000人ぐらいになるだろうと見込んでおられます。

私、直近の国勢調査等をいろいろ調べてみたんですけれども、1万2,000人よりもっと下振れするようなふうに私は思っています。20年後には1万1,000人。その前、10年後、平成32年には未来づくり戦略室の予測では1万5,000人と予測しておられますけども、私はそれよりも1,000人ぐらい下振れして1万4,000人ぐらいになるだろうと。なぜなら、これからその子供らをつくるであろう20代後半から30代の人口が非常に速いスピードで減っているからです。そういう状況の中で、本当に168一つ一つの集落で自治が担えるのか。私は大変疑問に思っています。それよりも、むしろサービスの量の低下を極力避けるためにも、広域での、校区単位での自治組織の取り組み、もう町民の皆さんに将来の人口は本当にこだけ減ります、財政は最悪ここまで町の財源は細るかもしれない。そういった状況の中で大山町として地域づくりをしていくためには、住民の皆さんにこれぐらいの業務を担っていただかなければなりません。そのためには自治を担う受け皿が必要だと、そういう説明を真摯にするべきだと私は思うんですけれども、済みません、町長の答弁の時間が短くなりましたけれども、町長のお考え、最後にお聞かせください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。近藤議員、たくさんいろいろなお話をされました。話の中では、議員の見方、一方的な視点の中でのお話、視点もあったんではないかなと思っております。誤解があってもいけないなと思っております。

担当の方で一生懸命この取り組み、特に集落と地域自主組織の関係、位置づけあるいは取り組み、先ほどお話をいただきました。少し時間がオーバーするかもしれませんが、説明を申し上げたいと思います。

○企画情報課参事兼未来づくり戦略室長（赤井 久宣君） 議長、未来づくり戦略室長。

○議長（野口 俊明君） 赤井未来づくり戦略室長。

○企画情報課参事兼未来づくり戦略室長（赤井 久宣君） 今現在、この集落への取り組みと旧校区単位のまちづくり、これは車の両輪ということで位置づけております。集落の取り組みは健康診断ですとか活性化交付金というのも用意をして、集落で集落の活性化に向けて話し合いを行っていただいたりとか、そういったことをしていただいているわけですが、健康診断だけではなくてまちづくり会議を通じた出張座談会、こういったものもしておりますし、町長さんの方も集落行政懇談会ということをしていただいております。

この集落の健康診断は、それによって直接的に何か事業をやるという、それで祭りが復活したりとかそういったこともありますし、それだけではなくて集落の中で将来のことを考えていただいたりとか話し合いを行っていただく。そういったことで、今まで初めてこういう課題を知ったとか、そういったことを集落の方で感想を言っていた方もいらっしゃるし、また山奥のこの集落に行った際には、今までこんなとこま

で町は来てくれなかったと、そういったこともいただいております。そういった積み重ねが旧校区単位のまちづくりにもつながっているのかなというふうに思っております。

これはそれだけの要因ではないと思いますけれども、出張座談会ですとかまちづくりの、健康診断ですね、これをやった集落というのは、多くやった地区というのは比較的そのまちづくり会議の方も進捗が進んでおります。そういった意味でも、車の両輪というところで今進めているところでございます。

○議員（7番 近藤 大介君） 終わります。

○議長（野口 俊明君） 以上で7番、近藤大介君の一般質問は終わりました。

---

○議長（野口 俊明君） 次、1番、竹口大紀君。

○議員（1番 竹口 大紀君） はい。12月定例議会もいよいよ結びの一般質問となりました。近藤議員の質問を終えて、町長は幾分表情が和らいだのかなというふうにお見受けするわけですが、そうです、このたびは教育委員会のみ一般質問を通告しております。

まず1つ目、教育委員会の情報公開ということで質問したいと思います。

情報通信技術の発達によりまして、情報発信にかかるコストは10数年前に比べて格段に下がってきております。しかしながら、大山町の教育委員会の情報公開は不十分であるというふうに考えております。議事録は公開されておりますが、閲覧する手段は教育委員会事務局に出向く方法のみということで、またその議事録というのも全文の議事録ではなく、要点筆記というふうになっております。そのため、実際の教育委員会の審議経過が伝わりにくいのではないかとというふうに考えております。

そこで、まず1つ目、ホームページ上で教育委員会の議事録を公開してはどうか。

2つ目、要点筆記ではなく、全文を議事録として残してはどうでしょうか。

3つ目、教育委員会の様子をテレビやインターネットで配信してはどうでしょうか。

それから4つ目、町の広報紙の一部を利用せず、独自の広報紙を発行されてはどうか。

以上、お答えください。

○議長（野口 俊明君） 教育委員長、伊澤百子君。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい、議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） ただいまの竹口議員さんのまず1問目の教育委員会の情報公開についてということで、4点の御質問をいただきました。

まず初めに、ホームページ上で教育委員会の議事録を公開してはどうかという御質問につきましてお答えをさせていただきます。

御承知のとおり、教育委員会の公開制度というのは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条6項、また大山町教育委員会の会議規則第6条により、会議公開の原則が規定をされております。公開することができない案件もございまして、人事に関す

る案件や個人情報がある案件、それらを除きました議事録の公開につきましては、教育委員会の方でも以前よりずっと検討をしてきていたところです。

今回、御質問でホームページ上で議事録公開してはどうかということで、これをいただきまして前向きにできるだけ早いうちに検討したいというふうに思っております。

次、続いて2番目ですが、次に要点筆記ではなく全文を議事録として残してはどうかとの御質問についてお答えをいたします。

現在の大山町教育委員会の議事録は、大山町の教育委員会の会議規則の第14条に規定をされております。まず開会及び閉会に関する事項、出席及び欠席委員の氏名、会議に出席した者の氏名、教育長の報告の要旨、議題及び議事の対応で議決事項、その他必要と認めることのこの7項目に基づいて作成をいたしております。教育委員会では、先ほど申し上げましたように個人情報を審議する案件や個々の教育現場について踏み込んだ協議などが多いので、多く、また全文を議事録とするためには現在の職員体制では無理があり、経費もかかってまいります。議会のように全文を議事録とするということは、現段階では考えておりません。

3番目に、教育委員会の様子をテレビやインターネットで配信してはどうかとの御質問であります。大山町教育委員会は大山町教育委員会会議規則第6条によりまして、人事に関する案件とか個人情報がない案件につきましては広く会議を公開いたしておりますし、有線とか3チャンネルのテロップなどを利用いたしまして事前に町民の皆様にも案内も行っております。しかし、公開できる案件に限られてるという関係もあったかと思っております。平成23年の教育委員会の傍聴者の方は1年間で8名、ことしの1月から11月までの傍聴者の方は9名という状況でございました。教育委員会の様子をテレビやインターネットで配信することにつきまして、町民の皆さんのニーズというものはどうなのかなど。また、限られた案件しか公開できないという状況の中では、大山町議会の中継のようにはいかないだろうなというふうに思っておりますので、現段階ではテレビやインターネットの配信というものは考えておりません。

最後に、町の広報紙の一部を利用しないで独自の広報紙を発行してはどうかという御質問であります。町の広報紙には教育関係の記事を毎月教育通信として議員もごらんになっていらっしゃると思っておりますけれども、4ページから6ページ、かなりのスペースを割いて載せていただいております。大山町の方針で、広報紙などは各家庭に配布をしていただく区長さんの御負担を軽減するために、教育委員会の関連のお知らせなどはなるべく広報紙に集約をするように努めているところでありますし、経費等につきましても、単独での広報紙を発行するという事は現在のところ考えてはおりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議員（1番 竹口 大紀君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口 大紀君） はい。ただいま御答弁いただきましたけれども、非公開

な部分は議会も当然ありまして、議会もすべてを公開しているわけじゃなくて秘密会というのが時折開かれたりしますけれども、そういう秘密な部分を公開してくださいというのではなく、公開してもいいです、現に傍聴者が入ってもいいですよというところはあるわけですから、それをいかに広く町民さんに知ってもらえるかというのが大事なんじゃないかなというふうに思います。

今、答弁を聞いておりますと、議事録にしましても要点筆記ではなく全文を記載するのは今の職員体制では無理があるということです。議会事務局も大変優秀な職員さんがおられて、議事録を本会議などは全文記録しておりますが、今年度から外部に委託をしたりしながら、事務量のかげんでしょうか、しておりますけれども、やはり予算的などころがあるかないかで違うのかなと思いますが、本当に情報公開をどんどん進めていく、議事録も全文公開していいところは全文記録して出していこうということであれば、どんどん予算要求しながらやっていかれたらいいんじゃないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○教育委員長（伊澤 百子君） 議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい。ただいまの御質問につきましては、教育長の方よりお答えいたします。

○教育長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口 俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） はい。竹口議員さんから、積極的な御意見をいただきました。

御存じのように、委員長が申し上げましたように教育委員会のことってというのは特に就学援助でありますとか人事のことも当然ありますし、いろんなことがやっぱりプライベートにかかわることってというのは非常に多いということをまず御理解いただきたいと思います。

そこで、23年度が8名、24年度が1月から11月まで9名の傍聴者があったというお話がありました。これを中国5県の教育長の大会がことし広島でありました。まさに、そのことでどれぐらいよその町村がやってるのかということが出てまいりました。53町村ございますけれども、傍聴者が毎回1人はいるっていうところは1町村でございます。1.9%です。時々いるというのが3町村です。その中にうちは入っております。それから、ほとんどないっていうのが44町村で83%。公開をしてないっていうのが5町村あります。よそに、悪いところに倣うつもりはございませんし、今、委員長が申し上げましたように公開のことにつきましては前から話をしておりますので、委員長さんの追従になりますけれども、竹口議員の意見をしんしゃくしながらもう一遍教育委員会にきちんとかけて、できるだけ早いうちにしようと思っております。ただ、全文の議事録の公開ってというのは到底無理だろうなという、今のところは考えております。以上です。

○議員（1番 竹口 大紀君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口 大紀君） はい。予算が伴うのでというような質問だったんで、そんなにかみ合った答えになってないのかなというふうに思いますが、そんなに時間もありませんので、今紹介された町村で毎回傍聴者がいらっしゃるの1町村。時々いらっしゃるの3町村で大山町もそのうち入ってるということですが、やはり先ほど数字も出てましたが、平成23年の教育委員会の傍聴者は1年間で8名。1年間で8名。そのうち、恐らく吉原議員ね、よく出られますね、教育委員会見に行くからね。と私の人数も入ってるとすれば、本当に町民さんで、一般町民さんで見に来られてる方というのは少ないのかなというふうに思います。で、少ないからこそ、やはり公開手段をいろいろと考えていくというのが今の時代の流れじゃないのかなというふうに思います。

今の議会の本会議、傍聴されてる方1名いらっしゃいますけれども、やはりテレビ、インターネット、それから議会は議会だよりも出しております。これらの情報公開手段によって、本当はね、本会議場にこの雰囲気を見に来ていただくのが一番でしょうけれども、やはり日中仕事をされていたりさまざまな用事がある。そういう方々に何としても来てほしいというのは難しいんですね。インターネット、テレビ、議会だより、これらで情報を伝えていくことによって議会側も町民さんの目にさらされる、刺激を受ける。それによって、より民意に近い活動ができるということだと思います。

教育委員会の場合は、本当に閉鎖的な感じがしております。できる限り公開手段をふやしていただきたい。

教育委員会だよりというようなものをつくってはどうかと。独自につくってはどうかというお話もさせていただきましたが、何も独自の広報つくってるのは議会だけじゃないです。農業委員会、つくっておられますね。独自の広報を。今、第3号まで出てますでしょうか。これ最近の取り組みです。やっぱりこういう情報発信、情報公開をしていこうっていう組織の意気込みというのが、組織の活性化につながっていくんじゃないかなというふうに思います。

今、答弁の中では議事録の公開、今要点筆記しているものはホームページで公開していこうという前向きなお話もありましたけれども、もう一步踏み込んで議事録の全文公開だとか独自の広報紙の発行だとか予算が伴うことだと思いますが、やっぱりその意気込みを町長部局に伝えていただいて、予算を獲得してくるぐらいの意気込みでやっていただきたいなと思いますが、御答弁をお願いします。

○教育委員長（伊澤 百子君） 議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

私どももいろんな研修会に出ていく中で、非常にやっぱり近年開かれた教育委員会にしていこうと。そしてテーマがテーマですので、関心を持たれる方もいらっしゃるだろう

うと。教育の問題というのは今広く町民の皆様の関心を寄せているところであると思っておりますので、ただ、教育委員会の性格上、生徒指導とか学校現場とかあるいは個々の名称を出すこととかということが、やはり踏み込んだ議論になればなるだけそういうテーマであるわけです。本当は聞いていただきたいのはそこなんですけれども、しかし聞いていただくことはやはり難しいだろうということが非常に多くて、そのあたりはこの教育委員会ともやっぱり悩んでおられるところでございます。

例えば、傍聴に来ていただく人をふやしていくための働きかけをしようということでお話し合いをしたときに、教育委員会を開くその日時を今定例の教育委員会というのはウィークデーの日中の午前とか午後とかしておりますけれども、それを例えば夜してみたらどうだろうかとか、あるいはどっか地区に出向いて行って、交代でいろんな地区に出て行って開いてはどうだろうかとか、それから有線で流すときに協議題で公開してもいい協議題があるときにはそれを広くそのテーマを上げて、これについて話し合いますので公開しておりますから来てくださいと、こういうふうに申し上げるのはどうだろうかというようなことをいろいろ検討はいたしております。

町民の皆さんの期待にこたえられるような質の高い教育委員会にしていきたいという思いもみんな持っておりますので、全くそういうのを無視しているわけではありませんし、試みようと思っていないわけでもございません。ただ、その中で私たちとしてはどこまでできるのだろうかとか、これはどうだろうかというようなことはこれから検討していきたいというふうに思っているところです。

ちなみに、今、ホームページで教育委員会の状況を公開しているというところは郡内では伯耆町のみでございますし、これも概要のみでございます。市のレベルで公開しておられるところは、米子市、倉吉市、境港で、境港だけが唯一全文、これはたまたまそのプリントアウトした分がいじめの問題があったあのときでございますので、いつもが全文かどうかはちょっとわかりませんが、そのときの教育委員会は全文ホームページにアップをしておられました。それ以外は、例えば米子市につきましてはもうことは全然しておられませんし、ほかの県内のいろいろな町村の状況も、例えばホームページにアップするというふうにならないうたっけいらいっしやるけど実態はしておられないとか、21年度まではしたけどそれ以降はしておられないとかというのが実態でございます。だからやはりその公開をしても長続きをしないとか、なかなかそのあたりが難しい問題は教育委員会の性質上にもあるのかなというふうに思っているところです。

ちょっとあと教育長より補足をいたします。

○教育長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口 俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） はい。私は、教育通信みたいなやつをやったらどうかという御意見についてお答えしようと思っております。

これが12月、11月、10月の直近の3カ月の分を持ってきました。（資料を示

す) この中で、ありがたいことに表紙はとっても子供さんだったり元気な小学生や保育園の姿を載せていただいたりしておりますけれども、たまたま調べてみますと、12月号では教育通信の教育の話題が24分の7でございます。表紙も入れたりいろんな町の話題を入れると、もっと多くなるんじゃないかなと。11月号では26分の5でございます。それから、町の話題もあります。それから、10月号は20分の6が教育通信になってる。毎年の初区長会でありますとか一番最後の区長さんの中からいつも言われますので、文書が多うてかなわんと。できるだけ一つにまとめてくれと。もうあれもこれもしてごすなという意見がいつも出てまいります。今のところ広報の皆さんとのお世話になりながら、こういった形で当分の間は続けさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議員(1番 竹口 大紀君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 竹口大紀君。

○議員(1番 竹口 大紀君) はい。次の質問に行きたいと思えます。

名和地区の保育所再編方針ということで、前回、9月議会の一般質問で名和地区の拠点保育所に関する質問をいたしました。名和地区の拠点保育所は運営が開始されるまで残り1年少々となっております。名和地区の保育所は拠点保育所1園に集約すべきだというふうに考えておりますけれども、前回の一般質問を終えましても、1園残して2園体制とする理由がはっきりしませんでした。そこで、2つ質問したいと思います。

まず1つ目、保育所に通う子供の保護者を対象に、9月末にアンケートを行うというふうに前回の9月議会の答弁でありました。そのアンケート調査の結果を教えてください。

それから、2つ目、その調査結果をもとに教育委員会ではどのような議論がなされ、今後の名和地区の保育所体制に関してどのような方針が決定されたのか。これは先ほどの情報公開と似たような、関連したような話になりますけれども、日時の都合が合わなくて9月、10月、教育委員会見に行くことができませんでした。議事録を確認しましたところ1ページの3分の1あるいは半分、2分の1ぐらいで要点筆記されていて、何を議論されたのかが本当にわからない状態になっておりますので、その辺もわかるように詳しく御説明ください。

○議長(野口 俊明君) 教育委員長、伊澤百子君。

○教育委員長(伊澤 百子君) はい、議長、教育委員長。

○議長(野口 俊明君) 伊澤教育委員長。

○教育委員長(伊澤 百子君) ただいまの竹口議員さんの2番目の質問にお答えをしたいと思います。2問あったと思えます。

名和地区の保育所再編方針ということで、前回の議会でも関連した質問をいただいております。

初めに、保育所に通う子供の保護者を対象に9月末に行ったアンケート調査の結果は



どうであったかという御質問にお答えをいたします。

9月の定例議会でも述べさせていただきましたとおり、教育委員会ではこれまで地区ごとの保育所再編検討会というものを開催したり、また広く町民の皆さん、地域の皆さんの御意見をいただいたりしながら、保育所再編についての協議を重ねてまいりました。そこで、中山地区は3園を統合して1園にする。大山地区については、拠点1園ともうあと1園を残す。そして名和地区については3保育所を統合して拠点保育所を新設し、1保育所を存続すると、こういう基本方針を平成22年の3月に決定をしております。その折には、議会に報告をさせていただいたと思います。

しかし、本年いよいよ名和地区の拠点保育所建設用地が確定をいたしました。議会にも御相談をしながら事業を進めていく中で、そういった経緯による基本方針というものは尊重しながらも、4保育所を1園に統合することについても柔軟な対応をするようにというような御意見もいただきました。竹口議員さんの御質問も、このようなものではなかったかというふうに思っております。

そこで、9月に名和地区の保護者会長とそれから所長さんに集まっていただきまして協議をし、広く保護者の方から改めて保育所再編に対する御意見をいただくために、このアンケート調査を実施することにしました。こういう経緯で行いました。

9月下旬に行われた保護者作業や運動会の後など、各保育所の保護者の方が大勢集まれる機会を利用させていただきまして、教育委員会の方より出向きまして、保護者の皆さんに保育所再編協議のこれまでの経過及び建設用地が決まったその説明をさせていただいた上で、新たなアンケートのお願いをいたしました。

説明の中で、このアンケートはあくまでも今後の協議の参考にさせていただくもので、数字が多いから、あるいはその多数によって決定をするというものではないということもお伝えをして、そのことをアンケートにも明記をして配布をさせていただいたところでした。

アンケートの結果は、回答率が82.3%でした。光徳を残すというふうに答えられたところが16.8%、庄内保育所を残すと答えられた方が29.9%、もうすべて統合して1園にした方がいいというふうに答えられた方が50.5%、無回答が2.8%で、拠点保育所とそれから既存の保育所の2園体制を望む方と、それからもうすべて統合して1園の体制を望むという方が約半々でした。

次に、その調査結果をもとに教育委員会ではどのような議論がなされ、今後の名和地区の保育所体制に関してどのような方針が決定をされたのかという御質問にお答えをいたします。

教育委員会では、各保育所のアンケート結果をもとにいたしましてさらに保護者の意見を集約していただき、各保育所としての統一した考えをまとめていただくように保護者代表の方をお願いをいたしましたところでした。

また、保育所へまだ子供を通わせておられない保護者の方々の御意見も、子育て支援

センターの育児学級など保護者が集まってこられる機会を利用していろいろお聞きをしたり、またさらに広く御意見をいただくように計画をしているところでございます。

これらからいただいた意見を取りまとめをし、また今までの経緯、出していただいた結論、方針なども尊重しながら今月の定例教育委員会で協議をいたしまして、名和地区の保育所再編についての教育委員会の方針というものを打ち出したいと考えております。そしてその方針に対する建設検討委員会の御意見とか、さらに一般市民からのパブリックコメントをいただき、平成25年、来年のできるだけ早い時期に名和地区の保育所の再編についての結論を出したいというふうに考えております。以上でございます。

○議員（1番 竹口 大紀君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口 大紀君） はい。今、アンケートの結果等について説明がありました。アンケートのとり方ですけれども、まず保護者に配布するときに、これを集計したからといって数で決めるわけではないというふうに断った上でアンケートをしております。それから、名和地区のみの保育園の保護者にアンケートをとっております。やはり名和地区だけではなく、大山町の保育所ですから大山、中山の保護者、それからまだ保育所に通わせてないけれどもこれから保育所に子供を通わすであろう保護者の意見、こういったものがアンケートに反映してこなければ、アンケートとして意味をなさないのではないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○教育委員長（伊澤 百子君） 議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい。ただいまの議員の御質問は、名和地区の保護者のみを対象に行ったけれども、本来ならば町全体の保護者からお聞きするべきではないだろうか。また、まだ出ておられない保護者も含めて、広く意見をお聞きするべきではないかということだったというふうに思います。

もともと先ほどの答弁でも御説明をいたしましたけれども、この大山町の大山地区、名和地区、中山地区、3つの保育所の再編につきましては、20年、21年に再編検討委員会というので何度も何度もその当時の保護者の、各園の保護者の役員さんに集まっていたいただいて検討を重ねていただきまして、これからの大山町の保育園のあるべき再編の姿はどうかということそのときには広く、3つの町、3つの地区のことを全部含めて検討していただいたという経緯がございます。アンケート、それぞれの保育園で役員さんがアンケートをとったり、また検討会で出た話を持って帰って、それからまた保護者の方々の意見を集約してまた持って出てきたりと、そういう作業をずっと続けていただきまして出していただきましたのが、先ほど申しあげました22年の3月に出てきた再編の方針の決定でございます。大山につきましては拠点1園ともう1園。中山については3つの園が一つになって拠点になる。そして、そのときにもやっぱり名和も拠点1園ともう1園というような形でこれはもう決定を、この時点では決定をしております。

その決定に基づきまして、大山につきましてはきゃらぼく保育園ができ上がりましたし、大山保育所も合わせて2園体制。中山につきましては、1園になって拠点ができっております。

いよいよじゃ名和だと。ちょっとおくれましたけど、いよいよ名和だというときに、やはり竹口議員さんがおっしゃいました2つの園ができきて、拠点ができきて、やっぱり保護者の方々もまたいろんな思いが出てこられたんではないだろうか。あわせて、2年という月日の流れの中で時代も多少変わってきておりますし、あのときにはこういう方針が一番ベストだろうということで出していただいたけれども、いよいよちょっとおくれて名和を建てるに当たって、もう一度柔軟な気持ちで皆さんの御意見をお聞きしてみたらどうかということでアンケートで実施をするということで、そういう経緯の中ですから、名和保育所の拠点保育所をつくるに当たって、名和地区の保護者の方々もしくは名和地区にやがて園に子供を出そうと思っていられる方々にお聞きした方がいいのかなという経緯の中で、こういうことになってるということです。よろしいですか、補足が。というふうに理解をいたしております。

補足を教育長より行います。

○教育長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口 俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） ちょっと補足させていただきます。

大山きゃらぼく保育所、中山みどりの森保育所、とっても喜ばれておるいい保育所ができたなというふうに思っております。最後、予定どおりなんですけれども、中山のみどりの森保育園が1年前倒しになりましたのでちょっと遅い感じがしますがけれども、そうではありませんで予定どおりでして、ぜひ中山みどりの森保育園のいいところ、あるいは大山きゃらぼく保育園のいいところを取り入れた最後の、大山町がつくる最後の拠点保育所だろうなというふうに思っております。いい保育所をつくろうという思いは感じていただけたらと思います。

断った上でってということにこだわっておられましたけれども、アンケートをとります。アンケートはとりますけれども、やっぱり一番なのは教育委員会が決定するということがあるものですので、その数が多かったけん1園にする、少なかったけん2園にすると。そういう意味ではありませんよという意味でその数が多い少ないってということについてお話しして、保護者の皆さんにお話しして、アンケートをいただいたということだと思っております。

○議員（1番 竹口 大紀君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口 大紀君） はい。約3年前に方針が決定したということで、もうその点については後から追及したいと思っておりますけれども、まずアンケートのとり方もちょっと追及したいと思うんですけれども、今後もアンケートをとられたり御意見を伺った

りという場面があるかと思えますけれども、保育所の統合でやっぱり今の通園距離から考えて不便になる保護者さんというのはいらっしゃると思うんです。何のために統合するのかなということを考えたときに、少人数より大人数で教育した方が集団生活、教育効果も上がるだろうというような部分もあるかと思えますが、やはり行政側からしたら10園あった保育園を5園に、あるいはそれ以下にするというのは、財政的な効果が非常に大きいのかなというふうに思います。

前回、9月議会の答弁の中でありましたとおり、名和地区においては4園で約年間2億運営費がかかっていると。ほとんど人件費で、拠点保育所ができてそんなにやめていただく方が何十人も出てくるということはないでしょうから、人件費の部分ではそんなに変わらないのかもしれないですけども、やはり施設運営費というところでは財政的にはかなり効果があるというふうに思います。

保護者からすると、教育効果はあっても不便になる、通園距離が延びる。だったら近くにあった方がいいわということで、1園残してほしいというふうに答えていらっしゃる保護者さんもいらっしゃると思うんです。

そこで、やはりね、その行政が上げる財政的な効果をもっと保護者さんに還元するべきだなというふうに思います。具体的には、保育料で還元したらいいんじゃないのかなというふうに思います。数千万円財政、年間の財政的に余力ができるのであれば、それを行政のほかの分野に持っていくんじゃないかと、その保育の分野の中でしっかり使っていく。今までと同額を使っていくと。数千万のお金があれば、保育料、ね、1万円2万円下がるかもしれません、1世帯当たり。そういうことも提示しながら協議していかないと、それは不便になる。だったら1園残すということになってしまいますんで、不便になるけれども、財政的に余力ができれば保育料下がるかもしれませんよ。保育料下がりますよと言ってもいいかもしれません。そういうふうに保護者さんに聞いていかれたら、アンケートの結果も、今、保護者さんが感じておられることも変わってくるんじゃないのかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○教育委員長（伊澤 百子君） 議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい。竹口議員さんのただいまの御質問、アンケートの仕方、また設問によっては変わってくるのではないかとということと、それから拠点に集約することによっていろいろと経費的に費用が浮いてくる。その分をいろんな形で保護者に還元をしていくというようなことをあわせて説明をされたら、また数値も理解も違って来るのではないだろうかということではなかったのかなというふうに思いますが、保育料に還元するというようなことを私どもの方の一存ではちょっと答えかねますけれども、ただ、拠点に集約して幾つかの園を廃園にしていくということで経費的に浮いてくるであろうということは浮かないわけではないですが、しかしその分拠点にサービスを集約をさせていただきますし、それから拠点にサービスを集約するという意味では、ま

た雇用の機会を保障してあげるという意味では、そんなに人件費の部門という部分はそうそうすぐには変わらない。少しは落ちてくるでしょうけれども、そんなに変わらないだろうというふうに思っております。その分を大胆にどういう形でか保護者の方が直接的に拠点に集約されれば、ぐっとメリットが出てくるんだなというふうに提示をしてあげることができるかどうかちょっと申しかねますが、教育長、補足をいたします。

○教育長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口 俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） なかなか難しい質問ですけれども、それこそそういうアンケートこそ何か恣意的だないかなという、逆にそういう気持ちもします。非常に悩ましいことの一つがあるだろうと。これは予想なんですけれども、一つは残してほしい。確かに残してほしい。だけど新しくいい分ができたときに、行くかどうかはまだわからなくてっていうのが必ず出てくるだろうと私は予想しています。一つは残してほしい。だけど、新しいのがいいやつができてきたということもありますので、なかなか悩ましい問題だなという気はしております。30数年たっておりますので、いろんな形でそれぞれの保育所、駐車場がないでありますとかいろんな形があるわけですけれども、12月の初めに文化財の調査も終わりました、一応今のところ小学校に近く中学校に近く、そして十分なスペースもとれる、大山も見える、そういったところが確保をされましたので、拠点保育所はそこで最後ですのでいいのをつくっていこうという思いでいっぱいございます。恣意的なアンケートっていうのは、あんまりよくないだないかなという気はしております。

○議長（野口 俊明君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口 大紀君） 恣意的なアンケートというふうにおっしゃられますけれども、もし実現可能性が高いということであれば、そういうふうに聞いてみるということも一つの手ではないのかなということで、別にできないのにそれをやれというわけではないんですけれども、恣意的ということではえば答弁にありましたアンケート結果、すべて統合と答えた方、すべて統合した方がいいじゃないか、1園にまとめた方がいいんじゃないかというふうに答えられた方が50.5%いらっしゃるということで、拠点保育所と既存の保育所2園を望む方とすべて統合を望む方が半々でしたというふうに答えられました。まあ見方によってはそうですね。

ただ、今、光徳を残す、庄内を残す、すべて統合というふうに聞いておりますので、ある意味これも恣意的なのかなというふうに思いますが、1つ残す園を決めてそこを残すのか、あるいは1つに統合するのかを聞いたら、またさらに数字がすべて統合の方がふえてくるのかなと。いや、1つ残してほしいけど、私は光徳を残してほしい、庄内を残すんだったらもうすべて統合でいいわ。あるいは逆に庄内の方が1つ残してほしい、庄内を残してほしい。光徳を残すんだったら、もう統合でいいわと言われる方が含まれてると思うんですね。であれば、もっとわかりやすいアンケートをとられた方がいい

のかなと思いますが、一つの結果でありますので、議会側も今後教育委員会が決めたからといって保育所の建設の予算だとかその後の保育所の運営のための費用だとかは、これは議会が議決するわけですから、決定するわけですから、しっかりこのお手元にありますとおりアンケートの結果を踏まえていただいて、この住民さんの声だと、声の一つだということ判断していただきたいなと思うんですけれども、先ほど大山町の保育園の再編方針が22年の3月に決定したということで説明がありましたが、もう既におよそ3年が経過しております。もうすぐ3年ですね、22年3月からですので。やはりね、3年たつと民意というのはがらっと変わる。選挙は我々議会、あるいは町長の選挙というのは4年に1回ありますが、これは4年間たてば恐らく民意も変わるんじゃないか。1年2年じゃそう大きくは変わらないだろうけれどもというようなところで、4年という期間が決められているのではないのかなというふうに思いますが、やはり3年前の方針決定したんで、それを今の保護者さんの考えだというのは合ってるかもしれないし、間違ってるかもしれない。

行政は、過去の決定に従って動いていく。これは当然です。継続性、安定性、これを重視して進めていくというのは当然のことですけれども、やっぱり過去の決定やその継続性が絶対的なものではありませんので、それを断ち切っていくというのは我々議会側の仕事、政治の仕事。これは政治と行政の仕事の分担ということで、中学生あたりも勉強しとるのかなというふうに思いますけれども、我々が今までの過去の決定をそうじゃないということで断ち切って、新たな方向にかじを切っていくその根拠は民意ですよ。我々議会に出たいから勝手に出てきたわけじゃなくて、3年半前の選挙で住民さんに直接選ばれて出てきております。我々議員というのは、選挙で落ちる可能性もあるわけですよ。民意に沿ってなければ住民さんからそっぽを向かれて、あの人はだめだなと言われれば選挙で落とされるわけです。それだけ私を含め皆さん感覚を研ぎ澄ましなが、住民さんはどういう感覚なんだろうということで日々活動されておられます。これだけのアンケートの結果が出て合計でも50%以上、もう一つに統合したらいいんじゃないかという結果も出ておる中で、なかなか議員さんの中で1園残した方がいいんじゃないかと言われる方もそう多くはないのかなと思っておりますけれども、やっぱりね、若いお父さんお母さんというのはこれからの議会の審議、特に保育所の統合に関する予算や議案が出た際に、だれが賛成したんだ、だれが反対したんだということを見ていただいて、次の町議会議員選挙で一つの投票材料にしてほしいというふうに思います。若い世代の気持ちがあわかつる議員さんはだれなのか。しっかり見ていただいて投票していただきたいと思っておりますけれども、長々しゃべりましたが、アンケートをとってもやっぱり半数以上一つにした方がいいという結果が出ています。恐らく中山、大山合わせてアンケートをとれば、一つにしたらいいという声はまだまだふえると。全住民さんにとるのはなかなか難しいかもしれませんが、それでもまだ50%よりもふえると感覚的に思っております。

アンケートでも過半数が一つでいいと言っています。ほかに何を調査されて決められるんですか。いつまで議論しても、なかなか答えは出ない。だからこそ民主主義は多数決、大多数の意見に、本当は100%みんなが賛成してくれたらいいんでしょうけど、それではいつまでたっても決まらないからある程度のところで決をとって、多数の意見に従っていくと。そういうのが民主主義国家の根底なのかなと思います。

過半数は統合でいいと言っております。次の定例教育委員会で方針を出されるということですが、1園残す方向で進めていかれるのか、それとも全部集約して統合して1園体制でやった方がいいんじゃないかということで進めていかれるのか。これも教育長、教育委員長のさじかげんで全然違ってくると思うんですが、次の定例教育委員会で一つに統合しようというような方向で議論されるつもりはありませんか。

○教育委員長（伊澤 百子君） 議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい。ただいまの議員のお話をお聞きしながら、3年たつと民意も変わるっておっしゃいまして、いや、まことにそんなふうに私どもも感じております。前回、9月の議会で竹口議員がこの質問をなさいましたときに、私どもは大変新鮮な、ああ、こういう御意見が出てきたんだとそのときも申し上げたと思うのですが、今まで各地区でいろいろな保護者の方の意見をお聞きしましたけれども、大胆にはっきりとこういうような形でおっしゃる保護者の方はまだまだ少なかったというふうに思っております。再編とか統合に対しては、地域住民の思いというのがいろいろありますので、なかなか難しいというのが保育所に限らず学校においても同じことが言えると思います。そのところを大胆に一つに集約したらどうかと。もうそういう時代じゃないだろうと。若いお父さんやお母さんはこういうふうに考えてるよというふうにおっしゃいましたのは、私たちにとっても本当にいい一つの問題提起になったかなというふうに思っております。それだからこそアンケートを実施をしたし、それだからこそまだ保育所に出ている方々の御意見もお聞きしたいといろんな手を尽くしているわけです。

今申し上げましたように、18日の教育委員会で基本方針は打ち出してこうというふうに思っております。それは今申し上げることではございませんので、さまざまな情報を出した中で議員さん、教育委員会の中でしっかりと話をして方針をお出しする。しかし、またその方針に基づいていろいろな御意見をいただきながら、最終結論は25年に入って早い時期にと思っております。

そして、加えましてもし当初の方針どおり拠点保育所とあと1園を残して2園体制にするというふうな方針になりましても、決してこれに固執するものではありません。申し上げておきますが。これに基づきまして、例えば来年の秋に新たに26年からの園児の方の入園の希望をおとりします。その折に、どこか1園残したその園へ、小規模の保育所は残した方がいいという意見を出してくださいました保護者の方々が多くても、最

終的にはやはり新しい拠点に入れたいという方が多くて、既存の園の方にたくさん集まっていたことがなかったり、園として機能することが甚だ難しいと思われるような募集の状況でありましたら、その場合はやはり拠点1園という体制を選ばせていただくということにもなると思います。

また、2園体制で、仮に26年から2園体制でやっぱりいくんだということになってスタートいたしましても、今の出生率の中では、これは名和に限ったことではありませんけれども、現在2園体制をひいております大山地区においても同じことが言えますが、いつまでも2園体制でいけるかということ、そういうわけではないだろうと。どうしても少子化の中で2園、あるいは前のもう1園既存の園を維持していくことが困難な人数しか入っていただけないときには、おのずと1園拠点に集約をされていくだろうということも当然将来の想定の中には入っております。

したがって、今から設計をしていただきます新しい名和の拠点保育所につきましては、名和の子供たちすべてを受け入れることができるキャパを備えた園をつくっていくつもりでおりますので、そのあたりは非常に私どもも柔軟に、事務局も教育委員もすべて柔軟に考えております。以上でございます。

○議員（1番 竹口 大紀君） 終わります。

○議長（野口 俊明君） これで1番、竹口大紀君の一般質問は終わりました。

日程第2がありますが、ここで休憩いたします。再開は2時25分といたします。休憩します。

午後2時15分休憩

---

午後2時24分再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

---

## 日程第2 議会改革調査特別委員会の調査報告について

○議長（野口 俊明君） 日程第2、議会改革調査特別委員会の調査報告についてを議題にいたします。

調査結果の報告を求めます。

議会改革調査特別委員長、西尾寿博君。

○議会改革調査特別委員長 大山町議会改革調査特別委員会の報告書を読ませていただきます。

大山町議会調査特別委員会報告書。平成24年12月14日。大山町議会議長、野口俊明様。大山町議会改革調査特別委員会委員長、西尾寿博。

議会改革調査特別委員会は、平成23年12月22日に設置されて以来、約1年間協議してまいりました。その間、11回の全体会と11回の小委員会を合わせて22回開催し、議会のあり方について議会みずからが改革する方向性を打ち出し、開かれた議会



を目指して検討を重ねてきました。そして、平成24年6月22日には議長に対して中間報告を行い、改革案を提出しました。その後、議会運営委員会、全員協議会で現実的で実施可能な改革を協議した結果、下記の改革案について一致を見たので、きょうその概要を報告して、この特別委員会に与えられた任務を完了しようと思います。

それでは、お手元に配付しています報告書を朗読します。

1、議員の資質向上について。（1）議員討論会の開催。議員の資質向上と開かれた議会の実践の場として、町の進むべき方向性やあるいは行政の課題について適宜テーマを設け、少なくとも6月、12月の年2回開催する。

（2）議員研修会、議員勉強会の開催。議員討論会とあわせ、議員個々の政策能力の向上と分権時代に即応した議会のあり方などを学ぶため、大山町議会独自の研修会、勉強会を開催する。研修会は全国市町村アカデミー及び全国国際文化研修所指定の講座受講を基本とするが、その他議長が認める研修について受講の対象とする。勉強会は、時勢あるいは行政課題を深く追求するため、議員の総意により開催する。

（3）政務活動費。議員による政策研究や政策提言に資する力の養成と議員活動の充実を図ることを目的に議員における政務活動費の交付を検討してきたが、交付の必要性や交付対象の前提となる条件について議員間で十分に議論し、共通認識に至っていないこと、特別職報酬審議会等の第三者機関あるいは広く住民意見を聴取していないこと等勘案し、今後の課題とする。

2、情報公開、住民参画について。（1）議会報告会の実施。平成22年度から現在まで都合6回、議会報告会を開催してきた。住民と議会が胸襟を開き意見交換を行う場として一部には評価を得たが、残念ながら参加者の減少と固定化傾向が見受けられるため、今後は実施方法、実施内容、実施時期などについて改善を図り、魅力ある議会報告会を実施する。

（2）各種団体との意見交換会の開催。議会は、平成19年から政策立案あるいは行政への民意の反映を目的に、各常任委員会が主体となり所管の各種団体と意見交換会を開催してきた。当初は各常任委員会が積極的に取り組んできたが、近年は停滞傾向にあり、再度各種団体へ精力的に開催の呼びかけを行い、より住民の目線に立った議会運営と行政推進を心がける。

（3）委員会のテレビ中継。先進的な他町では、放送環境の充実整備を図り、委員会をテレビ中継している。委員会は常任委員会、特別委員会を含み、議案審査、陳情審査、所管の事務調査など、ふだん本会議以外余り知られない政策決定に至る経過をお知らせすることができ、また開かれた議会の実現において大きな成果が期待できると思われるが、議員間の共通認識に至っていないため今後の課題とする。

3、議員定数について。（1）議員定数の見直し。町政に対する多様な町民の声を反映できる、あるいは健全な議会運営ができる議員数を考慮し、また財政改革の一環として議会費の縮減を図るため、次回の議会議員一般選挙から議員定数を現行19人から3

人減じ16人とする。以上です。

○議長（野口 俊明君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑があれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、以上で議会改革調査特別委員会の調査報告を終わります。

---

○議長（野口 俊明君） 以上で本日の日程は終了しました。

次回は12月21日金曜日に本会議を再開しますので、定刻の9時30分までに本議場に集合してください。

本日はこれで散会します。

午後2時33分散会

---